【資料2】

角田市都市計画マスタープラン(素案)

角田市 産業建設部 都市整備課

令和5年9月

目次

第1	章	都市計画マスタープランの概要	. 4
1.	-1 ≹	『『市計画マスタープランとは	. 4
	(1)	都市計画マスタープランの役割	. 4
	(2)	都市計画マスタープランの位置付け	. 4
	(3)	改定の背景	. 5
	(4)	計画の概要	. 5
第 2	章	角田市の現況と課題	. 6
2	-1 1	角田市の現況	. 6
	(1)	概況	. 6
	(2)	人口動態	. 7
	(3)	土地利用	. 9
	(4)	都市機能	16
	(5)	安全·安心	19
	(6)	行政経営	20
	(7)	産業	22
	(8)	市民アンケート調査	27
	(9)	市内勤務者アンケート調査	32
2	-2 .	上位・関連計画等における位置付け	34
	(1)	仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	34
	(2)	宮城県国土利用計画-第六次	36
	(3)	仙南地域広域景観計画	37
	(4)	角田市第 6 次長期総合計画	38
	(5)	角田市国土強靭化地域計画	39
	(6)	角田市防災•減災構想	40
	(7)	角田市地域防災計画	41
	(8)	角田市公共施設等総合管理計画	42
	(9)	角田市農業振興地域整備計画	43
	(10)角田市工業振興推進計画	44
2	-3	都市づくりに係る社会潮流	45
	(1)	コンパクト・プラス・ネットワーク	45
	(2)	空き家・空き地への対応	45
	(3)	公共施設・インフラの適正管理	45
	(4)	国土強靱化	45
	(5)	SDGs の推進	46
	(6)	脱炭素まちづくり・グリーンインフラの推進	46
	(7)	Society5.0	46

2-4 都市づくりの主要課題	47
(1)土地利用	48
(2)交通体系	48
(3)公園·緑地	49
(4)都市環境	49
(5)安全·安心	50
第3章 都市づくりの基本理念	51
3-1 都市づくりの目標	51
(1)将来都市像	51
(2) 都市づくりのテーマ	52
(3)将来人口	53
第 4 章 全体構想(分野別方針)	54
4-1 土地利用の基本方針	54
(1) 定住人口の確保	54
(2) 「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくり	55
(3) 用途地域内の土地の利活用	55
(4) 新たな産業用地の創出	55
(5)自然的土地利用の保全・管理・活用	56
4-2 交通体系の基本方針	58
(1) 円滑な移動を支える道路網の確保と更なる充実	58
(2)都市計画道路の計画的な整備	58
(3) 公共交通システムの利便性向上	59
(4) 高齢化に対応した歩いて暮らせる道路環境づくり	59
4-3 公園・緑地の基本方針	61
(1) 公園の適切な維持・管理と利活用	61
(2) 阿武隈川緑地の有効活用	61
4-4 都市環境の基本方針	62
(1) 持続可能な行政運営に資する都市施設の最適化	62
(2) 誰もが安心して暮らせる都市環境の形成	63
(3) 地球環境に配慮したまちづくりの推進	64
(4) 角田の風土を活かした景観形成	64
4-5 安全・安心の基本方針	65
(1) 水害・土砂災害対策の推進	65
(2) 災害に強い都市構造の形成	
(3) 市街地・建築物の安全安心対策の促進	66
(4) 安全・安心な地域づくりの推進	
第5章 地区別方針	
5-1 鱼田地区	67

5-2 角田西地区	67
5-3 角田北地区	67
5-4 岡•君萱地区	67
第 6 章 都市づくりの推進方針	
6-1 将来都市構造	
(1) 拠点の位置付けと役割	67
(2) 軸の位置付けと役割	67
(3) エリアの位置付けと役割	67
6-2 市民参加の都市づくり	67
6-3 都市づくりの推進	67
資料	67

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-1 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、長期的な視点に立った都市づくりの方針を市民に対し示すことを目的とします。都市計画マスタープランは、主に次のような役割を担っています。

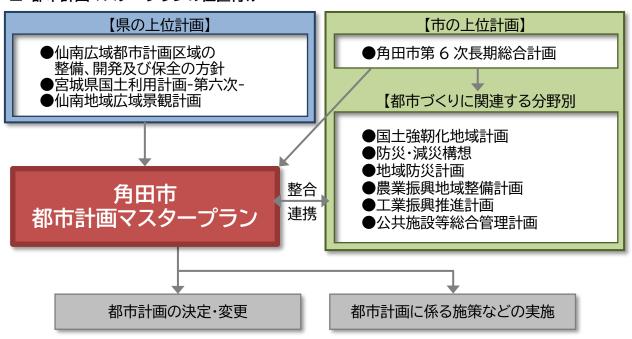
- ○都市づくりの将来都市像を示します。
- ○都市づくりを進めていくための基本的な考え方を示します。
- ○具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となります。
- ○都市づくりに関連する分野別計画との調整を図る体系的な指針となります。
- ○都市づくりを担う多様な主体と共有する都市のビジョンを示します。

(2) 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、宮城県が定める『仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』や角田市の最上位計画となる『角田市第6次長期総合計画』を踏まえ、都市づくりに関連する分野別計画との整合・連携を図りながら、将来都市像や都市計画に係る施策・方針などを定めます。

用途地域などの地域地区の指定、都市計画道路の整備や土地区画整理事業の実施などの個別の都市計画は、本計画で定めた方針に基づいて具体的な調査・検討を実施し、都市計画決定・変更が行われることになります。

■ 都市計画マスタープランの位置付け



(3) 改定の背景

① 現行計画の計画期間の終了

角田市では、2013(平成 25)年3月に「角田市都市計画マスタープラン」を策定し、その実現を目指して各種都市づくり施策を進めてきましたが、2020(令和 2)年に目標年次を迎えています。

② 社会潮流への対応

角田市では、人口減少や少子高齢化の急速な進行、常磐自動車道・山元 IC の整備による都市基盤整備の促進、「道の駅かくだ」の開業などによる交流人口の増加、令和元年東日本台風による浸水被害を受けた防災意識の高まりなど、角田市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が見られます。

また全国的にも、成熟型まちづくりに向けた"コンパクト・プラス・ネットワーク"への転換や 2050(令和 32)年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けた"脱炭素まちづくり"の推進、持続可能な開発目標(SDGs)に沿った持続可能性に配慮した取組が求められるなど、都市計画に求められる役割や位置付けは大きな転換期を迎えています。

③ 上位関連計画の策定・改定

角田市は、2022(令和 4)年 3 月に市の最上位計画である『角田市第6次長期総合計画』を策定しました。「市民力咲き誇る。角田市⇔安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち」を都市像に掲げ、分野ごとに様々な施策を展開しながらまちづくりを進めているところです。

また、2020(令和 2)年 2 月には、都市計画マスタープランの上位計画にあたる『仙南広域都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針』が宮城県によって改定されています。

こうした社会経済情勢の変化や上位関連計画の策定・改定に対応するため、都市計画マスタープランの改定を行うものです。

(4) 計画の概要

① 対象区域

本計画の対象区域は、一体的な土地利用の誘導や関連計画との整合を図るため市全域を対象としますが、主に「都市計画区域内」について計画を策定します。

② 計画期間

本計画は、概ね20年先の将来を見据えた長期ビジョンとしての役割を担う計画となります。しかしながら、本市を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが見込まれるため、目標年次を 10 年後の「2033(令和15)年度」に設定します。

第2章 角田市の現況と課題

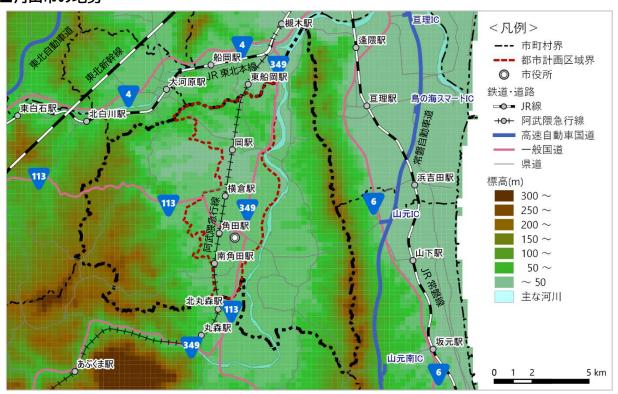
2-1 角田市の現況

(1) 概況

① 特徴

- 図 角田市は宮城県の南東部に位置し、白石市や柴田郡の大河原町・柴田町、亘理郡の亘理町・山元町、伊具郡の丸森町に隣接しています。1954(昭和29)年に旧角田町・枝野村・藤尾村・東根村・桜村・北郷村・西根村の1町6村が合併して角田町が誕生し、1958(昭和33)年の市制施行を経て角田市となりました。
- 図 市域は東西 15.15km、南北 18.35km にわたり、その面積は 147.53 km (14,753ha)です。東西それぞれに阿武隈高地の分脈である標高300m以下の山々が連なり、その間に平地が広がっています。福島県西郷村に源流を持つ一級河川(国管理)の阿武隈川が南から北へ市域を貫流しているほか、阿武隈川の支流で一級河川(県管理)の小田川や高倉川などが流れています。
- ☑ 仙南広域都市計画区域は、角田市や白石市など近隣2市6町にまたがって計 36,538ha が指定されています。そのうち角田市内では、国道349号沿道や阿武隈急行線沿線を中心とした 3,612ha が指定されています。区域区分(市街化区域と市街化調整区域との線引き)は設定されていません。

■角田市の地勢



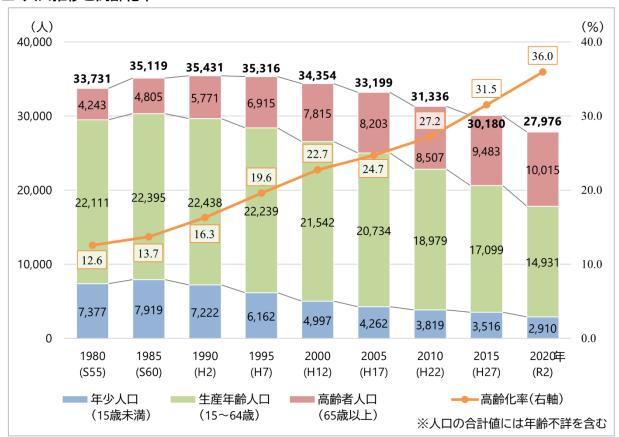
出典:国土数值情報

(2) 人口動態

① 人口推移

- ☑ 角田市の人口は、1990(平成 2)年頃を境に減少傾向が続いており、2020(令和 2)年には 27,976 人となっています。
- ☑ 65 歳以上の高齢者人口は 1 万人を超え、全人口(年齢不詳を除く)の 36.0%を占めており、 2040(令和 22)年には、生産年齢人口を上回ると推計されています。
- ☑ 世帯数は近年、横ばいで推移しています。一世帯当たりの人員は減少が続いており、核家族化が進んでいます。
- ☑ 小田・東根・西根地区などでは、高い高齢化率となっています。

■ 人口推移と高齢化率

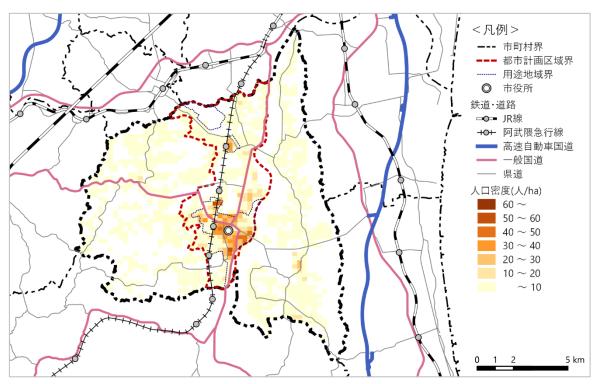


出典:国勢調査

② 人口分布

- 図 角田市の人口の半分は用途地域指定区域内に集中しており、特に市役所や角田駅の周辺など中心 市街地の人口密度が高くなっています。
- 図 人口が増加している地域は、市役所や角田駅周辺などの中心市街地や岡駅周辺に限られており、中心市街地南部や市西部においては、5年間で20%以上の人口が減少した地域が複数みられます。

■ 人口密度分布(2020年)

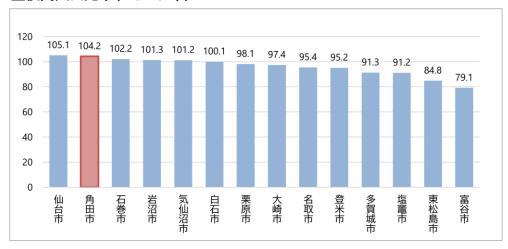


出典:国勢調査

③ 人口流動

☑ 昼夜間人口比率は、宮城県下 14 市の中で仙台市に次ぐ高さとなっており、通勤流動においても流入超過となっています。

■ 昼夜間人口比率(2020年)



出典:国勢調査

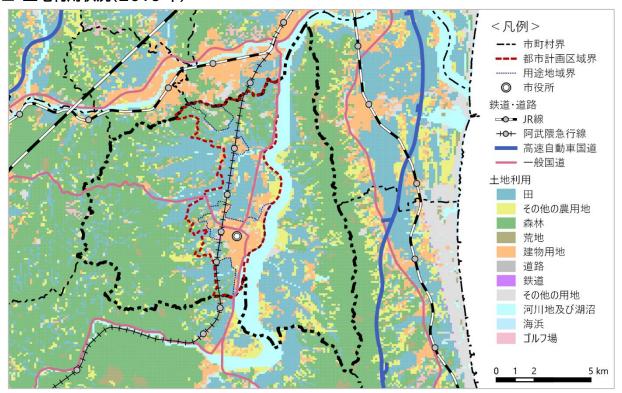
(3) 土地利用

① 土地利用状況

市内全域

- ☑ 「建物用地」は人口が集中している市役所や角田駅など用途地域指定区域内に分布しています。中 心市街地では「建物用地」が拡大しているのに対して、郊外では「建物用地」の縮小がみられます。
- ☑ 東西の山地には「森林」が広がり、阿武隈川沿いには「田」や「その他の農用地」が広がっています。 主に市西部において、「その他の農用地」の縮小がみられます。

■ 土地利用状況(2016年)

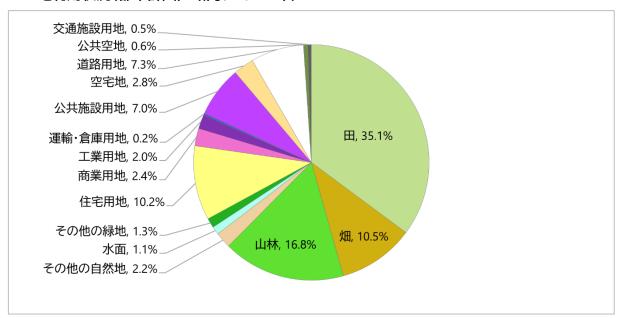


出典:国土数値情報(土地利用状況は2016年時点、土地利用以外のデータは2022年時点)

都市計画区域

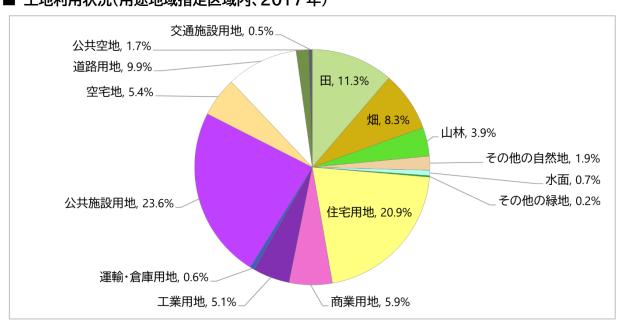
- 図 都市計画区域内では、「田」が全体の 35.1%を占めて最も多く、次いで「山林」の 16.8%、「畑」の 10.5%、「住宅用地」の 10.2%と続きます。また、「田」「畑」「山林」などの自然的土地利用が 67.1%を占めています。
- 図 用途地域指定区域内では、「公共施設用地」が全体の 23.6%を占めて最も多く、「住宅用地」の 20.9%、「田」の 11.3%と続きます。また、「田」「畑」「山林」などの自然的土地利用が 26.3%を占めています。

■ 土地利用状況(都市計画区域内、2017年)



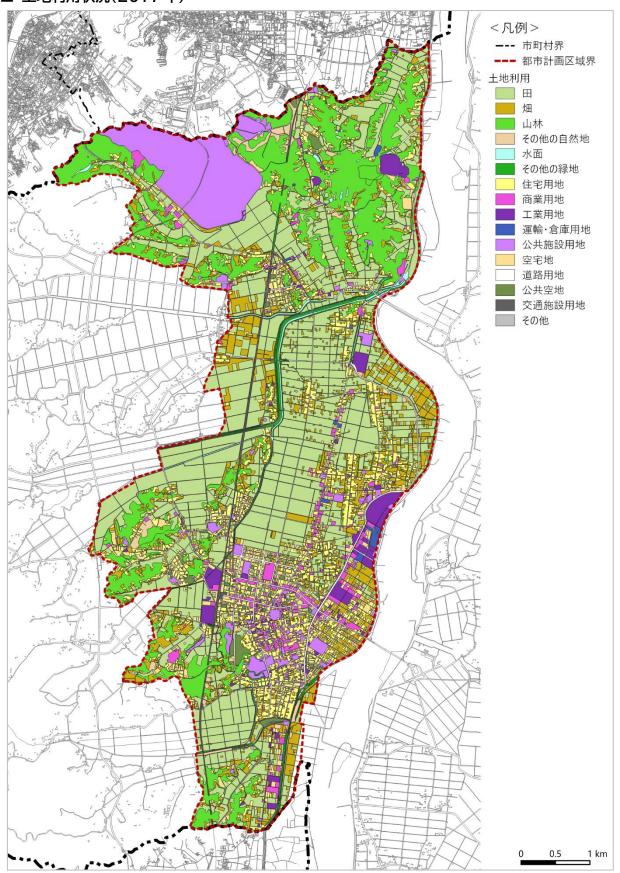
出典:都市計画基礎調査

■ 土地利用状況(用途地域指定区域内、2017年)



出典:都市計画基礎調査

■ 土地利用状況(2017年)



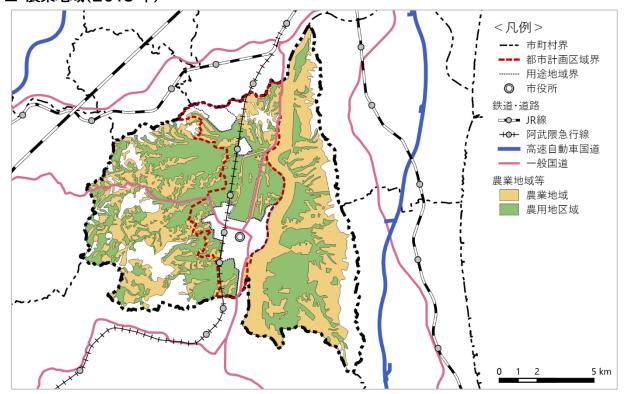
出典:都市計画基礎調査

② 土地利用規制

農業地域

- ☑ 市面積 14,753ha のうち、77.3%にあたる 11,404ha が農業地域に指定されています。また、 このうち 5,376ha が農用地区域に指定されています。
- 図 都市計画区域内では、区域面積 3,612ha のうち、62.3%にあたる 2,249ha が農業地域に指定されています。このうち 1,394ha が農用地区域に指定されています。

■ 農業地域(2015年)

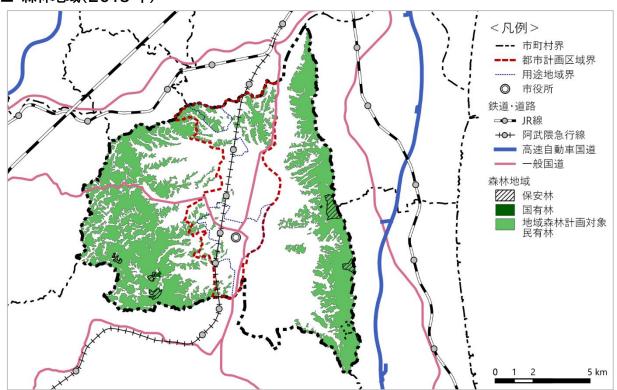


出典:都市計画基礎調査

森林地域

☑ 市面積 14,753ha のうち、39.5%にあたる 5,829ha が森林地域に指定されています。このう 5146ha が保安林、7ha が国有林、5,822ha が地域森林計画対象民有林となっています(一部 重複)。

■ 森林地域(2015年)



出典:都市計画基礎調査

用途地域

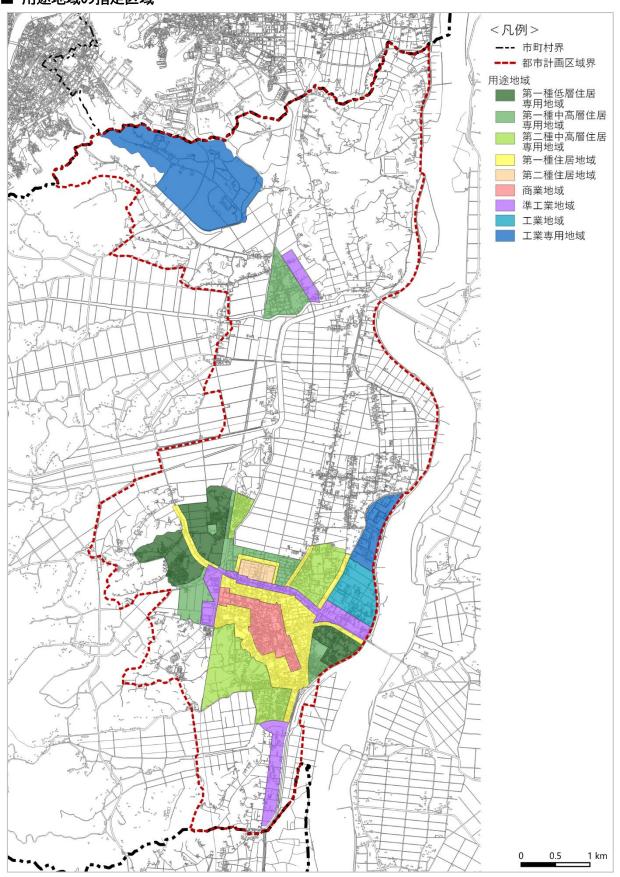
図 用途地域は角田市内では911.4haで指定されています。市役所や角田駅の周辺では商業系、阿武隈川沿いや宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)角田宇宙センター周辺などでは工業系、それ以外の地域では住宅系の用途地域が中心となっています。

■ 用途地域の指定状況

用途地域		面積(ha)		用途地域	面積(ha)
住居	住居系		商業	美系	51.6
	第一種低層住居専用地域	115.7		商業地域	51.6
	第一種中高層住居専用地域	一種中高層住居専用地域 104.9		美系	350.0
	第二種中高層住居専用地域	143.5		準工業地域	96.3
	第一種住居地域	132.8		工業地域	43.3
	第二種住居地域	12.9		工業専用地域	210.4
			合計	t	911.4

出典:都市計画基礎調查

■ 用途地域の指定区域

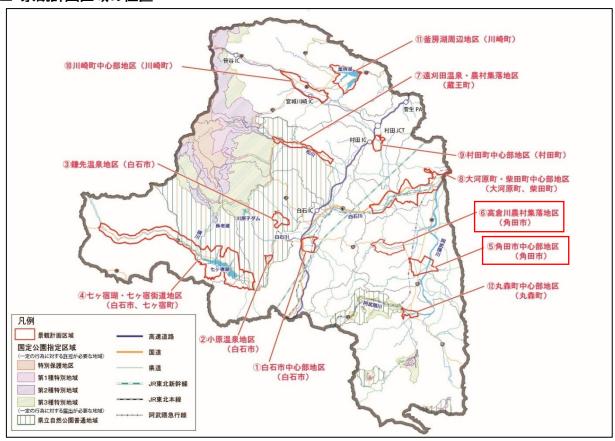


出典:都市計画基礎調査

景観計画

☑ 仙南地域では宮城県により「仙南地域広域景観計画」が策定されており、角田市では「角田市中心 部地区」と「高倉川農村集落地区」の2か所が景観計画区域として指定されています。

■ 景観計画区域の位置



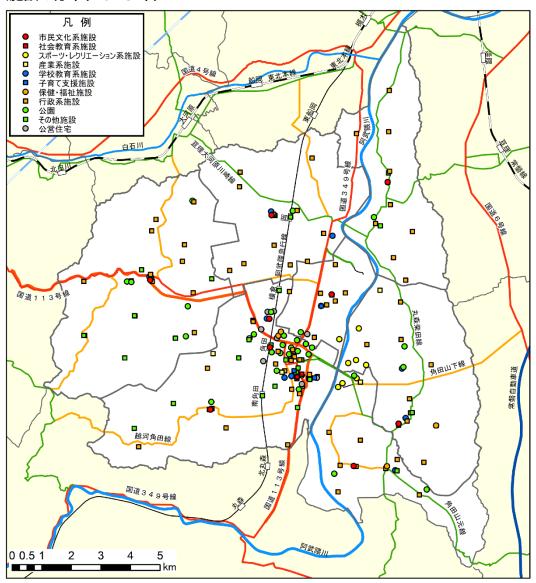
出典:仙南地域広域景観計画

(4) 都市機能

① 公共施設

- ☑ 公共施設は、中心市街地や各地域の国道・県道沿いに整備されています。特に、人口が集中している市役所周辺に多くの施設が集積しています。
- ☑ 2023(令和5)年に「角田市公共施設等総合管理計画」を策定しているほか、学校施設や公営住宅などの個別計画を策定しており、計画に沿った施設の管理を行っています。

■ 公共施設の分布(2023年)



出典:角田市公共施設等総合管理計画

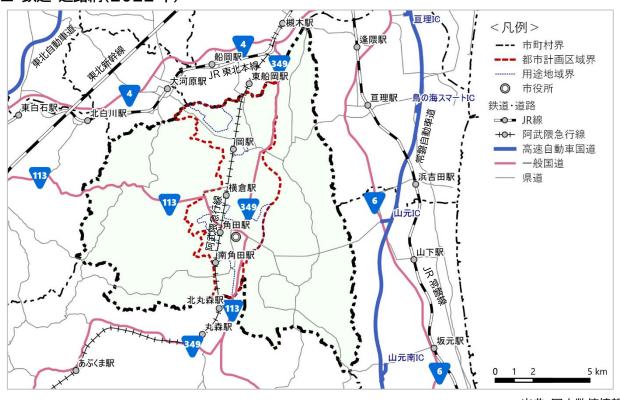
② 商業施設、医療施設

- 図 商業施設(店舗面積が1,000㎡以上)は市内に 8 件ありますが、その全てが中心市街地に立地しています。
- ☑ 医療施設は市内に 28 件ありますが、そのほとんどが中心市街地に立地しています。

③ 交通体系

- ☑ 鉄道は、柴田町・槻木駅と福島市・福島駅を結ぶ阿武隈急行線が整備されています。仙台市や福島 市方面へのアクセスが可能です。
- 図 バスは、民間事業者が運行する丸森・角田・山元・仙台線と、丸森町が運行する丸森町民バス大内線が市内に乗り入れていますが、市内の各地域を移動できるような路線バスなどの運行はありません。2007(平成 19)年度からは、市民バスに替わる公共交通サービスとして、市内全域で利用が可能なデマンド型乗合タクシー「ラビットくん」が運行されています。
- ☑ 道路網については国道 113 号・349号や各県道が整備されており、市内の移動や隣接する市町村への移動が可能となっています。また、山元 IC や白石 IC などから常磐自動車道や東北自動車道を利用することで、東北地方や関東地方などへの広域移動が可能です。

■ 鉄道・道路網(2022年)



出典:国土数值情報

④ 都市計画道路、駅前広場、都市計画公園

- 図 都市計画道路は13路線、計画延長は26,620m となっています。このうち、整備済延長は14,0 70m(52.8%)、既成済延長は4,120m(15.5%)、未整備延長は8,430m(31.7%)となっています。
- 図 駅前広場は角田駅前と岡駅前にそれぞれ計画され、全て整備済みとなっています。
- 図 都市計画公園のうち、都市公園(街区公園、地区公園、運動公園)は 15 か所 27.05ha が計画されており、26.33ha(97.3%)が整備済みとなっています。また、緑地は 1 か所 120.70ha が計画されており、35.22ha(29.2%)が整備済みとなっています。

⑤ 河川・供給処理施設

- ☑ 市内を流れる一級河川には、国の直轄管理である阿武隈川のほかに、宮城県の管理である小田川 や高倉川、尾袋川などがあります。
- ☑ 上水道には小田・枝野・江尻・高倉の 4 系統があり、小田・枝野は小田川・阿武隈川を水源とする自己水源系、江尻・高倉は仙南・仙塩広域水道用水供給事業からの受水系となっています。
- ☑ 下水道(汚水)は事業計画区域820.7haのうち供用区域が662.7haであり、整備率は80.7%となっています。また、下水道(雨水)は事業計画区域185.0haのうち供用区域が147.0haであり、整備率は79.5%となっています。
- 図 2017(平成 29)年に整備された仙南クリーンセンターは、仙南地域 2 市 7 町のごみ処理を担っています。仙南クリーンセンターの整備前にごみ処理を担ってきた角田衛生センターでは、現在はし尿処理や動物死体の焼却を行っています。

■ 河川・浄水場・ごみ処理施設の分布



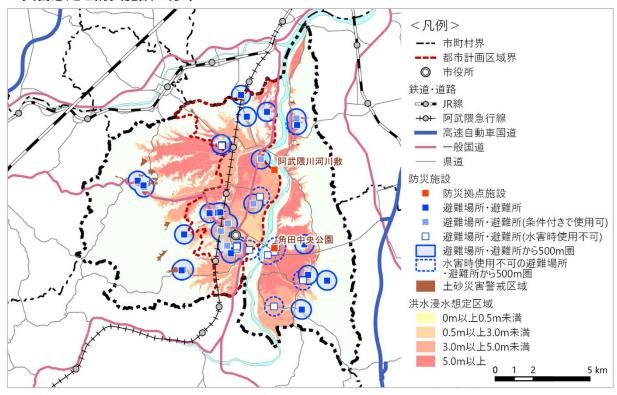
出典:国土数值情報, 角田市 HP

(5) 安全·安心

① 防災

- 図 市中央部を一級河川である阿武隈川が流れているため、洪水による浸水想定区域が面的に広がっています。令和元年東日本台風では、大雨の影響で大規模な洪水が発生し、死者 1 名、床上浸水 736 件、床下浸水 806 件などの被害がありました。
- ☑ 市内では 49 か所の指定緊急避難場所・指定避難所が指定されていますが、その一部は浸水想定 区域内にあるなど、災害の種類によっては使用できないものがあります。水害の場合は、15 か所 で使用できず、10 か所は「2 階以上」などの条件付きで使用することになっています。
- 図 2022(令和4)年に「角田市地域防災計画」の修正を行ったほか、令和元年東日本台風による被害を受けて 2021(令和 3)年には「角田市防災・減災構想」を策定しており、これらの計画・構想に沿って災害対策を進めています。

■ 災害想定と防災施設の分布



出典:角田市 HP、都市計画基礎調査

② 空き家・空き地

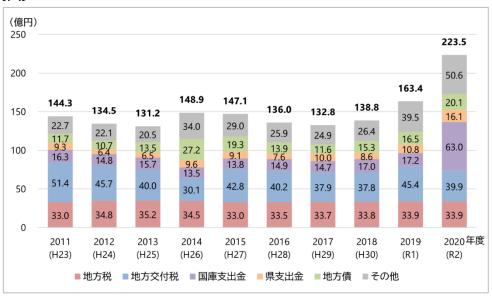
- ☑ 角田市の空家率は 13.1%となっています。これは、宮城県下 14 市の平均 12.4%を上回っています。
- 図 用途地域指定区域内の空宅地率は 10%前後の地域が多いですが、区域内の一部においても 20%を超える地域も存在します。

(6) 行政経営

① 歳入・歳出

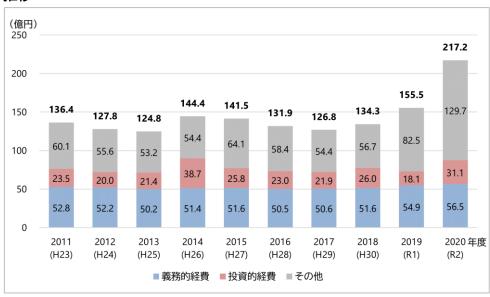
- 図 角田市の歳入は140億円程度を推移していましたが、令和元年東日本台風の被害や新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、2020(令和2)年度に大きく増加しました。
- ☑ 歳入のうち地方税は 30~35 億円を推移しており、この 10 年間で大きな変化はありません。
- 図 角田市の歳出は 130 億円前後を推移していましたが、歳入と同様に令和元年東日本台風の被害や新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、2020(令和 2)年度に大きく増加し、210 億円を超えました。

■ 歳入の推移



出典:総務省市町村決算カード

■ 歳出の推移

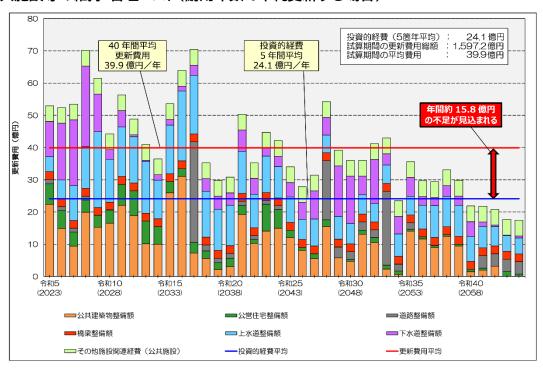


出典:総務省市町村決算カード

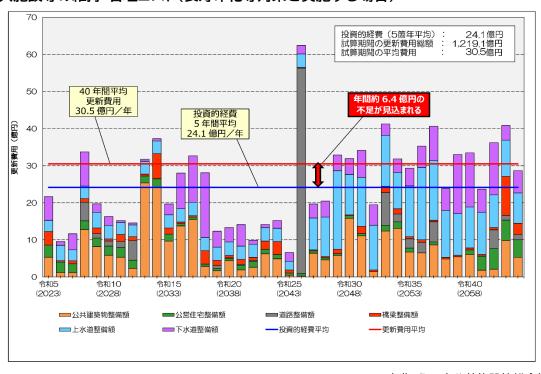
② 公共施設等管理

図 2023(令和5)年3月改定の『角田市公共施設等総合管理計画』では、公共建築物やインフラ施設の維持に当たって、改修や建替え、補修や更新にかかる費用の負担増加が想定されており、長寿命化などによる更新費用の平準化や保有施設の削減などを検討する必要性が示されています。

■ 公共施設等の維持・管理コスト(耐用年数で単純更新する場合)



■ 公共施設等の維持・管理コスト(長寿命化等対策を実施する場合)



出典:角田市公共施設等総合管理計画

③ 環境対策

- ☑ 持続可能な開発目標(SDGs)は、持続可能な社会の実現に向けた世界共通の目標として、2015 (平成27)年に国際連合で採択されました。角田市では、2022(令和4)年に策定した角田市第6 次長期総合計画の重点プロジェクトや各施策に、SDGs で示されている 17 のゴールを関連付けて取り組むなど、持続可能なまちづくりを進めています。
- 図 角田市は 2022(令和 4)年 6 月に、2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロに する「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。また、2023(令和 5)年には「角田市第 3 次環境基本計画」を策定し、「脱炭素社会」の実現を目指すべき環境像に加え、本市の目指すべき環境像を「『緑・水・人』調和のとれた環境都市 −次世代につなぐゼロカーボンシティを目指して − 」と設定しました。

(7) 産業

① 産業全体

☑ 人口減少と同様に、市内の従業者数も減少傾向が続いています。中でも第 1 次産業の従業者数は、 1990(平成 2)年から 2020(令和 2)年までの 30 年間でおよそ 3 分の 1 にまで減少しています。

■ 産業分類別従業者数の推移



出典:国勢調査

2 商業

卸売業・小売業

- 図 卸売業の事業所数は年々減少傾向にあります。2008(平成 20)年のリーマン・ショックや 2011 (平成 23)年の東日本大震災以降、従業者数・年間商品販売額は半分近くにまで減少しましたが、 2016(平成 28)年調査時には回復傾向にあります。
- 図 卸売業と同様に、小売業の従業者数・事業所数・年間商品販売額は緩やかな減少傾向にありますが、 2016(平成 28)年に増加傾向に転じています。また、事業所 1 件当たりの売場面積は増加しており、店舗等の大規模化が進んだとみられますが、2012(平成 24)年以降は縮小傾向にあります。

■ 卸売業の推移



出典:商業統計調査、経済センサス

■ 小売業の推移

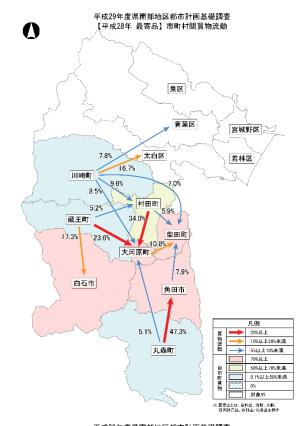


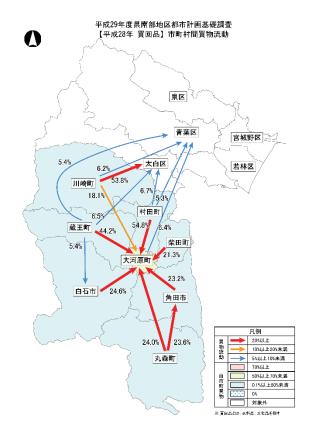


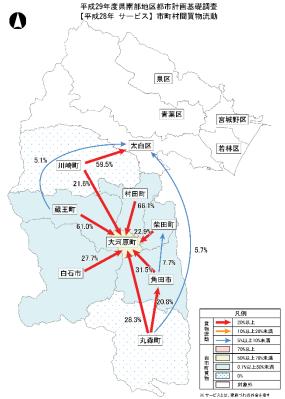
出典:商業統計調査、経済センサス

買物流動

- 図 最寄品(食料品、酒類、米穀、日用雑貨品、衣料品・化粧品)の買い物の行き先は、角田市内が84.3%となっています。また、丸森町からは47.3%が角田市に流入しています。
- 図 買回品(衣料品、文化品)の買い物の行き先は、 角田市内が 24.0%と最も多く、大河原町が 23.2%と続きます。また、丸森町からは 23.6%が角田市に流入しています。
- ☑ サービス(家族連れの外食)の行き先は、大河原 町が 31.5%と最も多く、角田市内が 23.2%と 続きます。また、丸森町からは 20.8%が角田市 に流入しています。





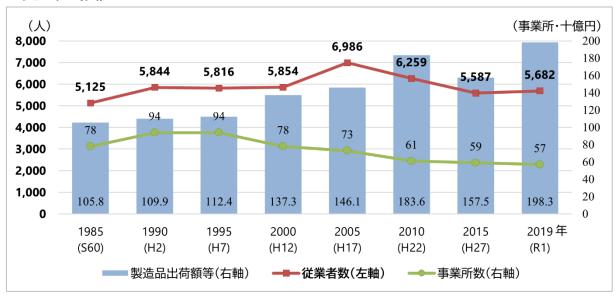


出典:都市計画基礎調査

③ 工業

☑ 事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は横ばい状態が続いています。一方で製造品出荷額 等は増加傾向にあり、事業所 1 件当たりの出荷額等が増加しています。

■ 製造業の推移

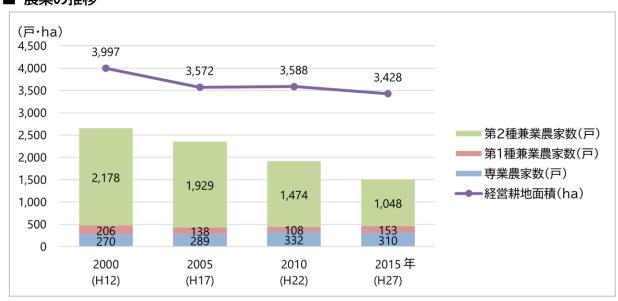


出典:工業統計調査、経済センサス

4 農業

図 2000(平成 12)年から 2015(平成 27)年までの 15 年間において、第 2 種兼業農家は半数以上減少しました。また、第 1 種兼業農家についても 2 割以上減少しています。経営耕地面積については、比較的緩やかな減少傾向にありますが、1 割以上減少しています。

■ 農業の推移

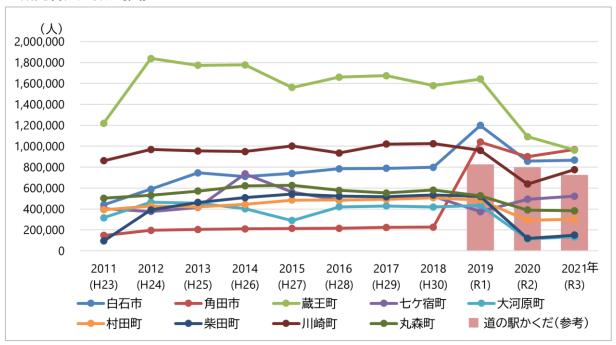


出典:農林業センサス

⑤ 観光

図 2018(平成30)年まで角田市を訪れる観光客は仙南地域で最も少なかったが、2019(平成31) 年4月に道の駅かくだが開業したことで大きく増加しました。

■ 観光客入込数の推移



出典:宮城県観光統計概要

(8) 市民アンケート調査

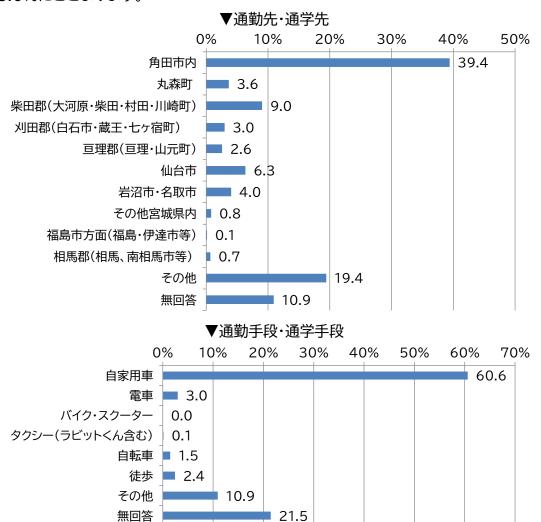
① 調査概要

調査地域 角田市全域							
調査対象 角田市在住の 18 歳以上の市民から 2,000 人を無作為抽出							
調査方法	調査方法 郵送による配布・回収						
調査期間	令和 4 年 11 月 11 日 ~ 11 月 30 日						
回収結果	回収数 741件 回収率 37.1%						

② 主な調査結果

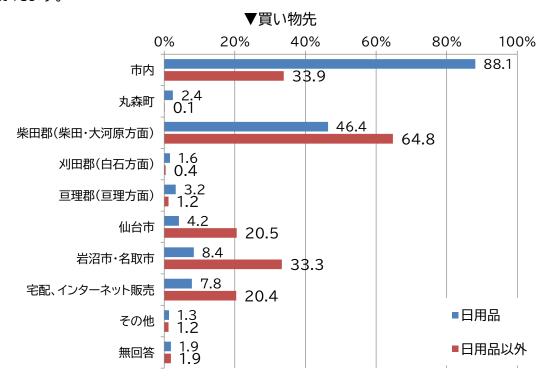
日常の生活圏(通勤・通学)

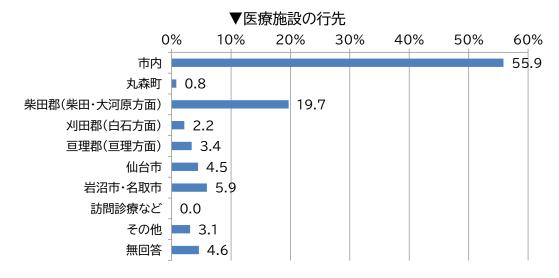
☑ 通勤先・通学先は「角田市内」が 39.4%と最も多く、移動手段は「自家用車」が 60.6%であり、半数以上を占めています。市内には阿武隈急行線の 4駅を有していますが、「電車」による通勤・通学は 3.0%にとどまります。



日常の生活圏(買い物・医療施設)

- ☑ 日用品の買い物先は「市内」が88.1%と最も多いが、日用品以外については「柴田郡(柴田・大河原方面)」が64.8%と最も多くなっています。
- ☑ 主に利用する医療施設をみると、東根地区、北郷地区、西根地区では「柴田郡(柴田・大河原方面)」 が上位となっています。
- ☑ 市民の日常生活圏は市内にとどまらず、市外の柴田町、大河原町などにも広がっていることがうかがえます。

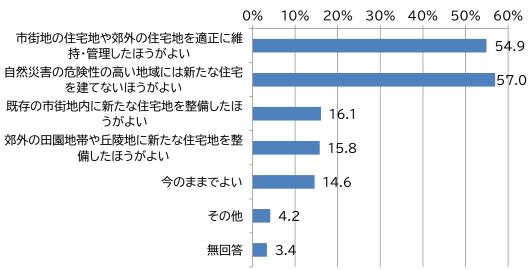




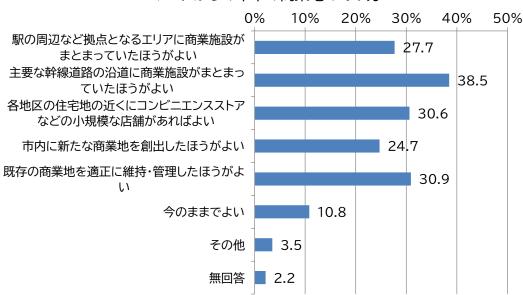
都市づくりの方向性(住宅地)

- ☑ 住宅地や商業地については、基本的には既存の土地利用を適正に維持・管理し、新たな住宅地や商業地の創出は望んでいない傾向が見られました。
- 図 産業地については、「交通利便性の高い地域に新たな産業地を創出したほうがよい」と「既存の産業地を適正に維持・管理したほうがよい」が、他と比べて高い回答率で上位2項目にあげられています。
- ☑ 市民意向からは、住宅地・商業地・産業地といった市街地は、基本的に現在の土地利用を適正に維持・管理するとともに、本市の持続的発展をけん引する工業のための産業地については、周辺環境との調和に配慮しながら交通利便性の高い地域などに、計画的に創出すべきという意向が伺えます。

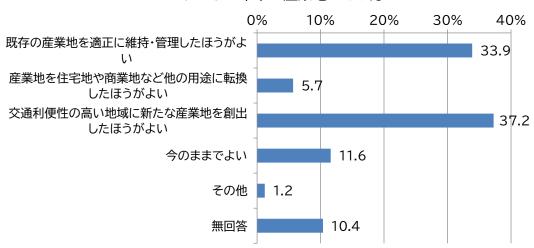
▼これからの本市の住宅地のあり方



▼これからの本市の商業地のあり方

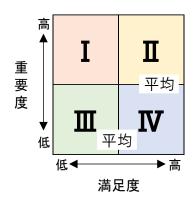


▼これからの本市の産業地のあり方



生活環境の満足度・重要度

- ☑ 「利便性」や「都市基盤」の項目においては、「病院など医療・福祉施設の充実」や「買い物の便利さ」のほか、「生活道路の整備」や「広域幹線道路の整備」などについて、市全域において特に満足度が低く、重要度が高い項目(右図における「I」に該当)となっています。
- ☑ 「安全性」の項目では、「交通安全対策」、「自然災害に対する防災対策」、「まちの防犯対策」、「空き家などの管理及び抑制対策」の全ての項目において、市全域において特に満足度が低く、重要度が高い項目となっています。



I:満足度が平均より低く、重要度が平均より高い II:満足度が平均より高く、重要度も平均より高い II:満足度が平均より低く、重要度も平均より低い IV:満足度が平均より高く、重要度が平均より低い

	生活環境項目			横倉 地区	小田 地区	枝野 地区	藤尾 地区	東根 地区	桜地 区	北郷 地区	西根 地区
	ア	通勤・通学の便利さ	I	I	Ш	I	I	I	I	I	I
	イ	鉄道の利用しやすさ	Ш	Ш	Ш	Ш	I	Ш	Ш	I	Ш
利	ウ	自動車の利用しやすさ	I	IV	IV	I	I	I	II	II	IV
便	Н	デマンド型タクシーの利用しやすさ	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш
性	ት	買い物の便利さ	I	I	I	I	I	I	Π	I	I
	カ	役所など行政窓口の充実	I	I	Ш	IV	Ш	I	IV	IV	IV
	+	病院など医療・福祉施設の充実	I	I	I	I	I	I	I	I	I
	ク	生活道路の整備	I	I	I	I	I	I	I	I	I
	ケ	広域幹線道路の整備	I	I	I	I	I	I	I	I	I
	П	雨水処理の施設の整備	I	I	Π	I	I	I	I	I	Ш
都	サ	上下水道(農業集落排水)の整備	I	I	I	I	IV	I	I	I	Ш
市	ふ	市営住宅の整備	Ⅲ	Ш	Ш	IV	Ш	IV	Ш	IV	IV
基	ス	消防・防災拠点の整備	I	I	Π	IV	IV	IV	Π	IV	IV
盤	セ	学校など教育施設の整備	I	I	Ш	I	I	I	Π	IV	I
	ン	図書館など文化施設の整備	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	Ш
	タ	体育館などスポーツ施設の整備	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV
	チ	公園などの遊び場の整備	IV	IV	IV	IV	IV	Ш	IV	IV	IV
14	シ	自然環境の保全	IV	IV	Π	IV	IV	I	IV	IV	IV
快 適	ᅡ	営農環境の保全・管理	IV	IV	Π	IV	IV	IV	IV	IV	I
性	4	河川の整備	I	I	Π	П	Ш	I	I	I	I
11±	ተ	景観の美しさ	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV
魅	П	歴史・文化資源の保全・活用	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV
力	ヌ	宅地の広さやゆとり	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV
	ネ	騒音、悪臭などの公害対策	I	IV	IV	IV	IV	II	I	IV	IV
#	1	交通安全対策	II	II	I	II	II	II	I	I	I
安全	\	自然災害に対する防災対策	I	I	I	I	I	I	I	I	I
性	ш	まちの防犯対策	I	I	I	Π	I	I	I	I	I
1	フ	空き家などの管理及び抑制対策	I	I	I	I	I	I	I	I	I

(9) 市内勤務者アンケート調査

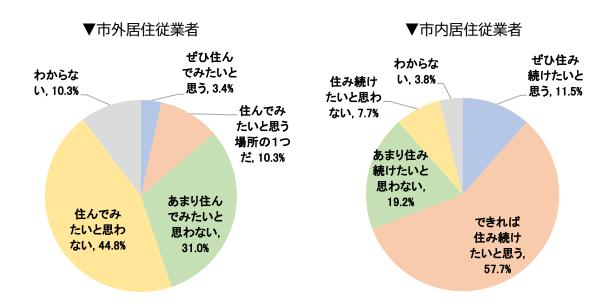
① 調査概要

調査対象	角田市内立地企業 35 社の従業者
調査方法	Web アンケート
調査期間	令和 4 年 11 月 29 日 ~ 12 月 31 日
回収結果	回収数 55件

② 主な調査結果

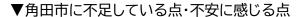
居住意向

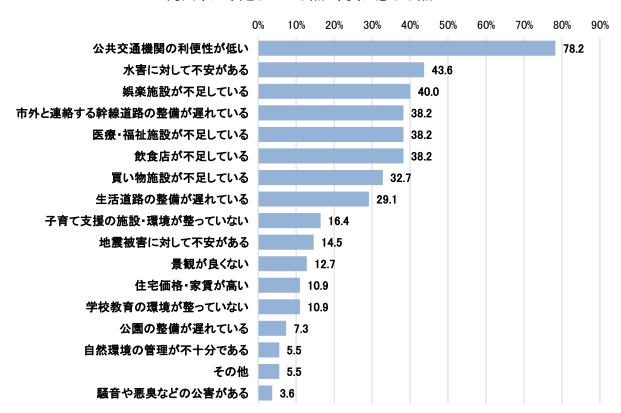
- 図 市外居住者では「住んでみたいと思わない」44.8%、「あまり住んでみたいと思わない」31.0%の順に回答率が高く、「ぜひ住んでみたいと思う」と「住んでみたいと思う場所の1つだ」を合わせた回答率 13.7%を大きく上回っています。
- 図 市内居住者では「できれば住み続けたいと思う」57.7%、「あまり住み続けたいと思わない」 19.2%、「ぜひ住み続けたいと思う」11.5%の順に回答率が高く、「住み続けたい」意向の回答率 69.2%は、「住み続けたいと思わない」意向の回答率 26.9%を大きく上回っています。



角田市に不足している点・不安に感じる点、優先的に改善してほしい点

☑ 回答者の中で、角田市での居住意向を有する市外居住従業者は少ないものの、角田市について不足・不安に感じる点や優先的に改善してほしいと思う点の上位に挙げられたのは、「公共交通機関の利便性」、「水害に対する不安」、「市外と連絡する幹線道路の整備」、「医療・福祉施設の不足」などであり、利便性や都市基盤に対する不足・不安を感じている方が多くなっています。

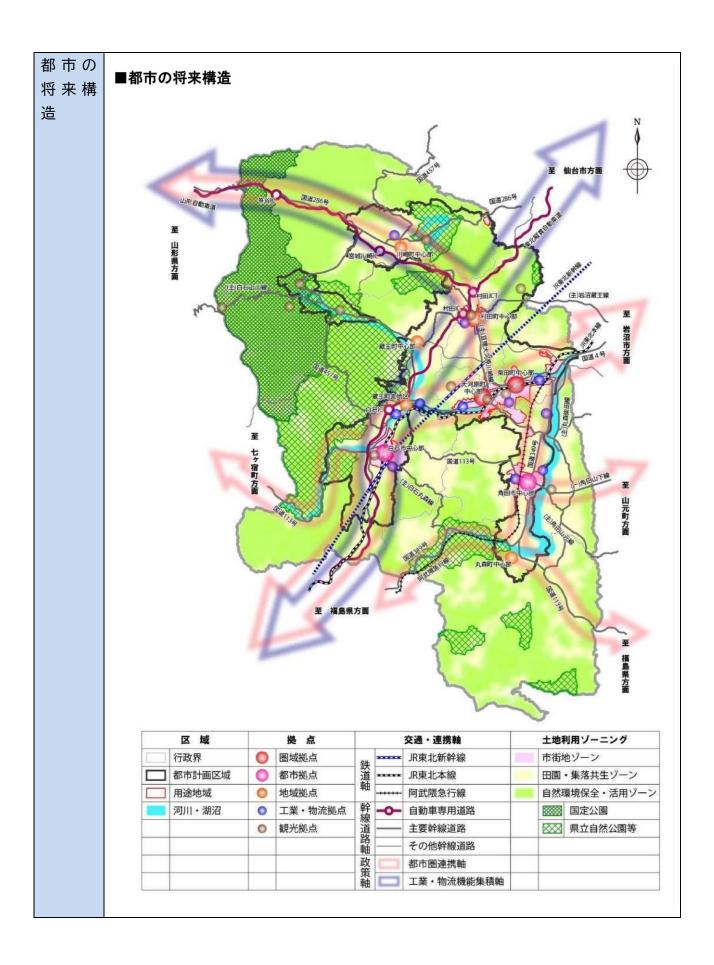




2-2 上位・関連計画等における位置付け

(1) 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

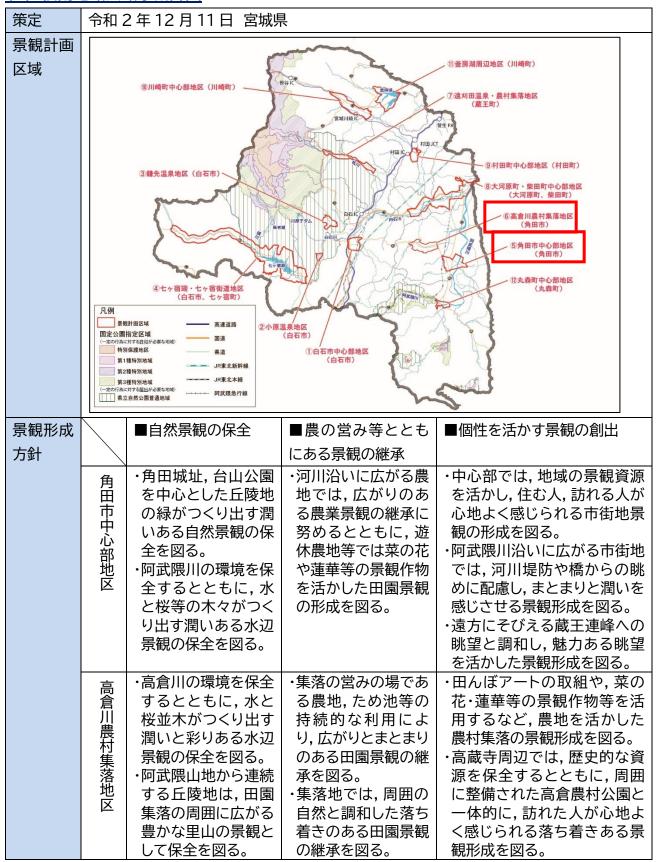
策定	令和 2 年 2 月 宮城県							
目標年次	令和7年							
都市計画		I.都市間の交流、資	Ⅱ.広域交通の利便性、	Ⅲ.災害に強く、生活サ				
区域の将	都市づくり	源の共有により、個性	美しい自然環境と歴史・	ービス機能が集約した、				
来像	の基本的な	豊かな都市が連携す	文化を活かした魅力あ	安全で質の高い暮らし				
	方向性	る一体的な都市圏づく	る産業地づくり	やすい生活空間づくり				
		b						
		蔵王連峭	・ 経に抱かれた地域資源を活	らかして、				
	将来像	圏均	域内外の人と文化が交流	U,				
		安心して	住み続けられる広域生活	圏の形成				
都市計画	I.都市間の3	Σ流、資源の共有により、(固性豊かな都市が連携する	る一体的な都市圏づくり				
区域の基	❖圏域間及	び都市間における交流促	進					
本方針	❖公共交通	サービスの維持・確保						
	❖地域資源の共有、公共施設などの効率的配置							
	Ⅱ.広域交通の利便性、美しい自然環境と歴史・文化を活かした魅力ある産業地づくり							
		割に応じた商業地形成						
	◆広域交通利便性を活かした工業地形成							
	◆豊かな自然環境、歴史・文化を活かした周遊型観光地形成							
		(、生活サービス機能が集)	約した安全で質の高い暮 ^ん	らしやすい生活空間づく				
	<i>り</i>							
		害対策の拡充						
		らしやすい住環境の形成	△// _c					
地士の収		性の向上、都市経営の健実	至化					
都市の将来構造	都市拠点 ○既存の生》	舌サービス機能を活かして	つ 必亜に広じて拟古甘	般な再敕供オスニレス				
本件坦				盤で円定開することで、				
	新たな居住や生活サービス機能の誘導、集積を図る。							
	│工業・物流拠点 │ ○操業環境の維持、増進を図るとともに、広域的な交通利便性や工業団地内の未利用 │							
	○探来環境の維持、恒進を図ることもに、広域的な交通利便性や工業団地内の米利用 地を活かしながら、新たな工業・物流機能の集積を図る。							
	地で占かりなから、利にな工業・物加機能の素質を図る。 観光拠点							
	♥️♥️♥️♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥							
	活かした観光交流・インバウンドの促進、各観光施設のネットワークの形成を図る。							



(2) 宮城県国土利用計画-第六次-

策定	令和 3 年 3 月改定 宮城県	
目標年	令和 13 年	
県土利用	「安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用」	
の基本方	(1)人口減少社会と復興・創生期間後,地方創生を見据えた県土利用の推進	
針	イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用	
	移住・定住の促進、需要に応じた都市機能の最適化、農地の集約、荒廃農地の発生抑	
	制、森林の整備・保全	
	□ 自然環境·美Uい景観等を保全·再生·活用する県土利用	
	生態系ネットワークの適正な維持管理,美しい景観の維持・創出,物質循環・県土保全	
	機能の発揮	
	ハ 安全・安心を実現する県土利用	
	災害に強いまちづくり宮城モデルの構築,ハードとソフトを組み合わせた防災・減災	
	対策,国土・県土のリスク分散策としての本県の地方創生の推進	
	二 複合的な施策の推進と県土の選択的利用(新規)	
	住み続けることによる持続的な県土管理, 県内産業振興, 森林環境譲与税を活用し	
	た森林整備の推進,所有者不明土地の抑制,粗放的管理の検討、集約市街地の形成、	
	小さな拠点の形成、ニーズに合わせた産業用地の拡充・インフラ強化	
	ホ 多様な主体と連携した県土利用(新規)	
	地域住民,企業,NPO等による県土管理に参画する仕組みの推進	
	(2)地域類型別の県土利用の基本方向	
	イ 都市/効率的で環境負荷が少なく、かつ災害に強い都市構造となるよう複合的な施	
	策を推進	
	ロ 農山漁村/・生活様式の変化や技術の進歩を柔軟に取り入れた農林水産業の持続的	
	発展と雇用創出の推進 ・農林漁業の担い手確保及び生産基盤の整備、農業経営の	
	担い手への農地利用集積	
	ハ 自然維持地域/自然環境の適正な保全と再生、再生可能エネルギー導入の促進によ	
	る地球温暖化対策の推進、法規制等による自然維持地域への影響の慎重な検討	
	二 低未利用地・その他/地域の実情に応じた利用や管理のあり方と所有者不明土地の	
	適正利用に向けた施策の検討	
計画の実	イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用	
現に向け	□ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用	
た措置	ハ 安全・安心を実現する県土利用	
(主なも	二 複合的な施策の推進と県土の選択的利用	
の)	ホ 多様な主体と連携した県土利用	

(3) 仙南地域広域景観計画



(4) 角田市第6次長期総合計画

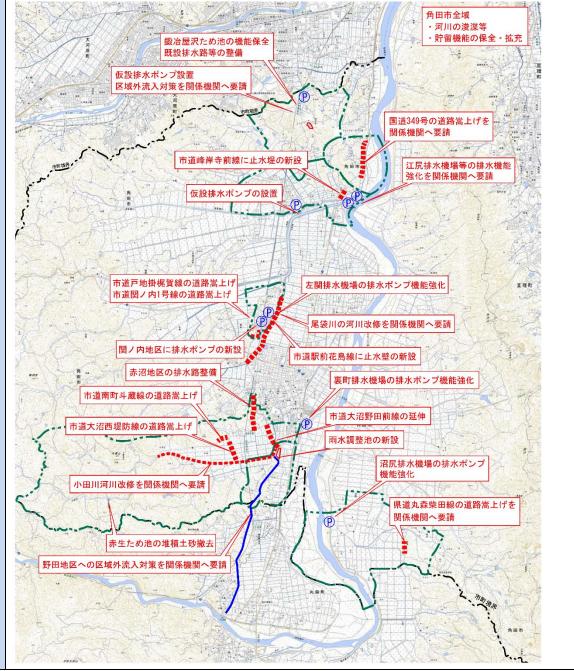
(4) 用田口	7 弟 6 次長期総合計画		
策定	令和4年3月 角田市		
計画期間	基本構想:令和 13 年度までの10年間		
	前期基本計画:令和8年度までの5年間		
基本理	まちづくりの基本理念	10 年後の角田市の都市像	
念・都市			
像	東京	***	
	将来を見据え人を育み、 活かすまちづくり	市民力咲き誇る。角田市	
	地域关生地域資源之心活用	安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち	
	ともに生き、	* * * *	
	活かし合うまちづくりまちづくり		
施策の方	良好な都市基盤の整備		
向性・目	○安全・安心な道路網の整備		
指す姿	・広域幹線道路体系へのアクセス性を高める道	路網の整備を促進すると同時に災害に	
(関連す	強い交通ネットワークの形成に取り組みます。		
る主なも	・既存の道路・橋りょうなどの維持補修について、計画的に取り組みます。		
の)	公共交通システムの存続・利便性向上		
	・高齢者人口の増加が進む中、移動手段に関する市民ニーズも徐々に変化していること		
	から、市民の要望を把握し、誰もが気軽に外出できる地域公共交通システムの構築を図 るとともに、阿武隈急行線をはじめとする既存地域公共交通システムの維持確保に努		
	ることもに、門政院急行線をはしめとする既任地域公共父週ンステムの維持帷末に労 めます。		
	- ○河川環境の有効活用		
	・阿武隈川では水辺の景観づくりと、環境保全に努め、市民の憩いや交流の場を提供す		
	るとともに、関係機関と協力し災害に対応した	河川の改修と維持管理に努めます。	
	快適な住環境の整備		
	○快適な居住環境づくり		
	・既存の市営住宅の適正な維持管理と、子育て世帯や高齢者が暮らしやすい市営住宅		
	の計画的な整備を進めます。	0 C C (1.4 / D)# + +	
	・結婚に伴う新生活のコストを支援し、新婚世帯 ○類いの提示する公園・緑地の整備	の定任化を促進します。 	
	○憩いの場である公園・緑地の整備 ・潤いのちる生活環境を充実させるため、小園体型の計画的な整備及び維持管理を進め		
	・潤いのある生活環境を充実させるため、公園施設の計画的な整備及び維持管理を進め ます。		
	○エー ^^		
	め、施設管理の強化に取り組むとともに、健全		
	す。		
	・汚水処理に係る下水道事業は、施設の適切な維持管理及び水洗化の普及促進を行い、		
	健全な事業経営を目指した効率化を進めます。		
	・生活排水による水質の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及促進を行います。		
	・雨水処理に係る下水道事業は、浸水被害を軽減するため、計画的に雨水整備を進めま		
	す。		

(5) 角田市国土強靭化地域計画

	J国工2337020以前回 	
策定	令和3年4月 角田市	
計画期間	令和3年度から令和7年度までの5年間	
基本目標	1 人命の保護が最大限図られる	
	2 角田市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	
	3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	
	4 迅速な復旧復興	
「住宅·都	2-1 建築物の耐震化等	
市」分野	○角田市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建て替えや修繕等を公営住宅	
の国土強	等整備事業及び公営住宅等ストック総合改善事業等を活用して計画的に推進する。	
靭化施策	○住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、耐震診断により耐震性が低いと思わ	
の推進方	れる住宅の計画的な耐震化を推進する。	
針	○解体予定の2か所の避難所の早期解体に努めるとともに、避難所としての使用制限や 指定の見直しと併せて新たな指定避難所の確保に努める。	
	○定期点検結果を蓄積し、メンテナンスサイクルを構築するとともに、個別施設計画に基	
	づき長寿命化改修等を実施し、公共施設等の計画的な施設の堅牢化・安全性の確保を	
	図る。また、点検・診断等で劣化・損傷が認められた公共施設等の、改修までの間又は	
	改修が難しい施設・設備等の除去までの間の適切な管理を行い、速やかな安全確保に	
	努める。	
	〇定期点検結果を蓄積し、メンテナンスサイクルの構築や個別施設計画に基づく長寿命	
	化改修等により学校施設の計画的な補修・改修を推進する。また、教育施設の防災性	
	の強化とその重要性の周知に努める。	
	2-2 ライフラインの耐震化等 ○東北電力や県との連携内容の整理及び運用方法を明確にし、電力施設が被災した場	
	一	
	○関係機関との連携内容の整理及び運用方法を決定するとともに、市が実施する具体的	
	な対策を検討し、液化石油ガス販売事業者の必要な災害予防対策の長期的な検討推進	
	を図る。	
	○下水道施設の耐震性向上や液状化対策に要する財源を確保し、事業の推進に努める。	
	○災害時において、整備したマンホールトイレが使用できないことを想定し、簡易トイレ	
	の配備を図るとともに、仮設トイレ等の設置に関し関係機関と協定を結ぶ等の対策に	
	一 努める。 - ○ 古ば いだいこのウウルグト (パウは 0.2 P2) #5のより は 15072 1:18 のかば まだに切り	
	○広域水道からの安定供給と災害時の危険分散のため、枝野浄水場の修繕・更新に努め	
	るとともに、自己水源小田浄水場から広域水道への見直しを行う。また、取水・浄水施 設等の基幹施設並びに医療機関等の重要施設に配水する管路について耐震計画を策	
	設等の基料地設立した医療機関等の重要地設に能示する自由について耐展計画を承 定し、耐震適合管への布設替えに努める。	
	○配水支管の更新について、市長会を通じて国へ補助制度拡充(新設)を要望するとと	
	もに、計画的に更新事業を推進する。	
	○水道施設の被害予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応	
	援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルの作成に努	
	める。	
	2-3 文化財等の保護	
	○貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文	
	化の衰退・損失について、今後対策を検討する。	
	○宮城県の「文化財保存活用大綱」を勘案し、本市では「角田市文化財保存活用地域計	
	画」の策定を検討する。郷土資料館では「(仮称)旧氏丈邸(角田市郷土資料館)保存活	
	用計画」を策定した上で保護のための具体策実施を図る。	

(6) 角田市防災・減災構想

策定	令和 3 年 3 月策定(令和 5 年 3 月変更) 角田市	
策定及び	令和元年東日本台風(台風第 19 号)による被害の中で、特に洪水による家屋洪水被害	
変更の経	が集中した地区について、今後の大雨による家屋浸水被害を防止・低減するためのハー	
緯	ド対策を検討しその方向性を具体的に示すことにより、計画的に対応するため 2021	
	(令和 3)年に本構想を策定し、構想を具現化するため事業を推進してきた。	
	新たな事業の追加や、事業内容及び事業スケジュールの検討・修正が必要となり、	
	2023(令和 5)年 3 月に本構想の変更を行ったもの。	
防災・減	角田市全域	
災対策	・河川の浚渫等・貯留機能の保全・拡充	



(7) 角田市地域防災計画

<u>(7) 円田川</u>	<u>,地域防災計画</u>		
策定	令和 4 年11月修正 角田市		
基本方針	1「減災」に向けた対策の推進		
	2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備		
	3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化		
	4 被災者等への適時・的確な情報伝達		
	5 自助・共助による取組の強化		
	6 二次災害の防止		
	7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理		
	8 要配慮者への対応		
	9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実		
	10 複合災害の考慮		
	11 多様な主体の参画による防災対策の確立		
	12 迅速かつ円滑な復旧・復興		
都市の防	【風水害等災害対策編】都市の防災対策		
災 対 策	○目的		
(主なも	市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総		
の)	合的に質の高い市街地の実現のため、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の		
	高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事		
	業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。		
	○市街地開発事業等の推進		
	市は、都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業により、		
	低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な		
	高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。		
	○都市公園施設		
	市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進		
	及び配置とネットワーク化を図るとともに、市が避難場所に指定する都市公園につい		
	ては、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防		
	災トイレ等の整備に努める。		
	【震災対策編】地震に強いまちの形成		
	〇目的		
	市は、社会的条件、自然条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先		
	的に地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いま		
	ちづくりを推進する。		
	○地震に強い都市構造の形成		
	市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる都市公園、幹線道路、河川等		
	の骨格的な都市基盤施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市		
	街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防		
	災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。事業の 実数に光ナっては、効変的、効果的に行われてよる配慮する。		
	実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。		
	○揺れに強いまちづくりの推進 1. 建築物の耐霊化 2. 耐霊化を促進するための環境整備		
	1 建築物の耐震化 2 耐震化を促進するための環境整備		
	3 火災対策 4 居住空間内外の安全確保対策		

(8) 角田市公共施設等総合管理計画

(6) 丹田川	<u> </u>	
策定	令和5年3月改定 角田市	
計画期間	令和 5 年度から令和 14 年度の 10 年間	
基本的な	方針 1 安全性の確保	
取り組み	①点検・診断の実施方針	
方針	(ア)定期点検の適切な実施	
	(イ)メンテナンスサイクルの構築	
	(ウ)施設管理者の日常点検や施設利用者からの情報提供等に対する適切な措置	
	(エ)劣化診断の実施による性能低下や管理状況の把握と評価	
	②維持管理・修繕・更新の実施	
	(ア)長期的な視点による優先度に基づく計画的な改修・更新	
	(イ)維持管理や修繕に関する情報の蓄積と維持管理上の課題の把握	
	(ウ)「個別施設計画」の策定・改定	
	(エ)PPP/PFI 等による民間の資金や経営能力、技術能力の積極的な活用の検討	
	(オ)財源確保のための施設使用料の見直し	
	(カ)「予防保全型」の考え方の積極的な取入れ	
	③安全確保の実施	
	(ア)点検・診断等で劣化・損傷等が認められた場合、速やかな安全措置	
	(イ)重大な危険性が認められるなどした場合、原則として除去(解体撤去)	
	方針 2 長寿命化の推進	
	①耐震化の実施	
	(ア)耐震診断・耐震改修が必要な公共建築物は全て耐震診断・耐震改修が完了	
	(イ)耐震化の優先順位等の検討と計画的な耐震化の措置	
	(ウ)インフラ施設についても同様の措置	
	②長寿命化の実施 (ア)長寿命化等の対策による更新費用の縮減	
	(ア)長寿命化等の対策による更新費用の縮減 (イ)耐用年数の変勢と更新時期の押場	
	(イ)耐用年数の確認と更新時期の把握	
	(ウ)定期的な点検・診断と「予防保全」によるコスト縮減と長寿命化	
	(エ)公共施設等の長期利活用	
	(オ)インフラ施設についても長寿命化計画に基づく対策の推進	
	方針 3 市民ニーズ・社会情勢への対応	
	①統合・廃止の推進	
	(ア)社会情勢の変化への対応と市民ニーズを踏まえた施設再編の検討	
	(イ)利用率・稼働率の把握と対策の検討による利用改善や収益向上	
	②ユニバーサルデザイン化の推進方針	
	(ア)ユニバーサルデザイン化の推進の検討	
	③脱炭素化の推進方針 (ア)2050 年までの温度効果ガス排出量の実際が見に向けた取組え	
	(ア)2050 年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けた取組み ④民間活力の活用	
	(ア)民間企業の活力の施設整備や管理への導入検討 ⑤地区特性を考慮した施設の維持	
	(ア)各地区における最適な施設利用のあり方の検討	
	(イ)地区に必要な施設と隣接地区で代替が可能な施設についての検討	
	(ウ)定期的な施設運営状況の把握と市民意見の検証に基づく利用者の満足度向上	
	(エ)積極的な情報提供と市民とともに行う施設管理・運営	
	(オ)近接自治体との広域連携に基づく必要な施設保有量の検討	
	(1) / た」メロバロボーマンログを上がて来 ノッグ・ダーの記録を 日里マグスロ	

(9) 角田市農業振興地域整備計画

策定	平成 27 年12 月見直し 角田市	
農地利用	1 土地利用区分の方向	
計画	(1)土地利用の方向 ア 土地利用の構想	
	○里山等の自然環境に配慮しつつ、交流拠点エリアや市街地エリア、東西の工業振	
	興工リアなど、土地利用に関する将来的方向性と併せて、常磐自動車道の全線	
	開通などの交通インフラの整備に対応した市街地形成と農業基盤の整備を志向	
	し、本地域の均衡ある発展と地域全体の有効な土地利用を推進する。	
	○農用地の集積、確保とその利用促進に資するため、土地基盤整備等の国、県の	
	各種支援制度を活用し、法人化による集落営農を含めた認定農業者等地域の担	
	い手農家へ農地の集積を図る一方、多様な農業就労者の確保に努め、農業経営	
	の維持とその発展を図りながら、逐次、将来の交通インフラや他産業の振興との	
	調整を進め、農用地利用の方向性を調査、検討していく。	
	イ 農用地区域の設定方針 (アンカン・カン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	
	(ア)現況農用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある現況農用地約 4,941ha のうち、次の a~c に掲げる農用地を	
	本地域内にある境が展用地で 4,94 ma の 75、次の a~c に掲げる展用地を 除いた 3,620ha について農用地を設定する方針である。	
	a 阿武隈川の河川区域内の農用地 291ha	
	b 山林等に囲まれて農業の近代化が困難な農用地 438ha	
	c その他(集落区域内に介在する農用地等) 592ha	
	(イ)現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針	
	現況農業用施設 54ha のうち、農産物生産の拠点として 13ha を農用地に設定	
	し、生産性の向上を図る。	
	(ウ)現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針	
	現況森林、原野等で農用地区域に設定されている 234ha については、農地(採	
	草放牧地)としての整備を推進する。	
	(工)現況白地地域についての農用地区域の設定方針	
	平坦部のうち、耕作が容易と思われる 29ha については、地域との話し合いを	
	行い、将来的に白地地域より農用地区域への設定を検討する。	
	(2)農業上の土地利用の方向	
	ア農用地等利用の方針	
	〇農用地区域内の農用地等の利用の現況をみると、総面積が 3,622ha でその	
	うち、農地が 3,556ha(98.2%)、採草放牧地が 53ha(1.5ha)である。ま	
	た、農業用施設用地は 13ha(0.3%)となっている。農地の利用形態別では、田	
	が 3,132ha、畑が 276ha、樹園地が 148ha であり、田の面積が総面積の	
	86%を占め、田の利用が本地域の基盤となっている。	
	〇将来的には、平坦部の田畑 29ha を農用地区域に設定し、農地で 3,567ha、	
	採草放牧地と農業用施設用地は、現況通りとしてその利用を図る。	
	〇農用地等の利用は、効率的でしかも有効な利用を第一とし、他の土地利用との	
	調和を保ちつつ、農業生産の増大が図られるよう、優良農地等の保全に努める。	

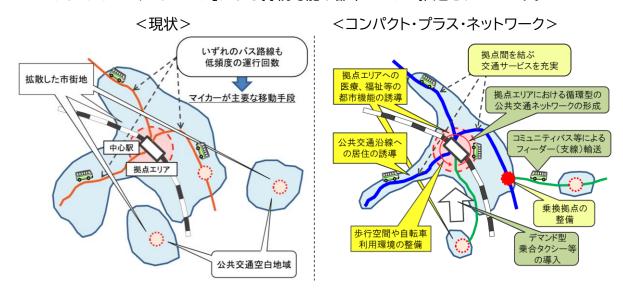
(10) 角田市工業振興推進計画

(10) 用田	市工業振興推進計画		
策定	平成 22 年 3 月 角田市		
計画の基	1 工業振興の将来像		
本的な方	(2)工業振興の基本方針		
向性	○本市では、『地域に根ざす企業』をキーワードとして、『優良な誘致企業群の立地』、		
	『優れた立地環境』、『オーダーメイド方式』の3つのセールスポイントを踏まえた工業		
	振興を図っていくことを基本とします。		
	○『地域に根ざす企業』としては、地域内地場企業とその関連企業や、宮城県と共に		
	集積に重点を置いている業種(高度電子機械、自動車関連、食品関連、クリーンエ		
	ルギー関連)、本市の農業を生かした食品製造業等、現在の主要業種のみならず、多		
	様な業種や研究施設を想定します。		
	○また、施策展開にあたっては、市の財政状況を的確に把握し、今後の社会経済情勢		
	を見極めて「選択と集中」を行い、より効率的な実施を目指します。		
	(3)誘致企業の考え方と業種の設定		
	○誘致のターゲットは、本市経済のけん引力となることが見込まれる企業、業種とし		
	ます。具体的には、自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業を核として、		
	地域内地場企業を含めた多様な産業の集積を目指します。		
	(4)企業立地ニーズ調査からの立地条件等		
	工業用地の業種ごとの特性(企業立地ニーズ調査より)		
	○自動車関連産業(輸送用機械器具製造業)		
	·用地面積: 5,000 ㎡~50,000 ㎡		
	・用地価格限度:15,000 円/未満(最多希望は 10,000 円/㎡未満)		
	・交通アクセス:最寄のインターチェンジまでの距離は 15km		
	〇高度電子機械産業(電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業) 		
	・用地面積:50,000 ㎡未満(ばらつきあり) 		
	・用地価格限度:15,000 円/㎡未満(20,000 円/㎡以上も回答あり) ・		
	・交通アクセス:最寄のインターチェンジまでの距離は10km未満		
	○食品関連産業(食品製造業) ・用地面積:1,000 ㎡~5,000 ㎡(中規模)、50,000 ㎡以上(大規模)		
	・用地価格限度:15,000 円/㎡未満(20,000 円/㎡以上も回答あり)		
	・交通アクセス:最寄のインターチェンジまでの距離は 15km 未満		
	(5)重点エリア		
	、37至灬エッグ 企業誘致を着実に進めるため、市内に工場立地重点エリアを選定します。		
	○重点エリアの要件		
	・用地規模:工業用地面積 50,000 ㎡以下を基準区画とし、造成規模は 10ha~		
	20ha 程度とする。		
	・交通アクセス:東北縦貫自動車道及び常磐自動車道のインターチェンジへ 15km		
	以内のアクセスとする。		
	・分譲価格:15,000 円/㎡以内を目標とする。		
	・用地確保が確実なエリアとする。		
	⇒角田市第5次長期総合計画 基本構想 土地利用構想図「工業振興ゾーン」		
	毛萱地区:現仙南クリーンセンター付近エリア、県道角田山下線付近エリアに設定		

2-3 都市づくりに係る社会潮流

(1) コンパクト・プラス・ネットワーク

急速に進む人口減少や少子高齢化を背景に、都市機能や公共交通サービスの縮小が課題となっています。そこで、都市機能や居住機能を都市中心部へと集約・誘導し、それと連携した公共交通網を形成した「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくりが推進されています。



出典:国土交通省

(2) 空き家・空き地への対応

空き家・空き地の増加による都市の魅力や活力の低下が懸念されています。その対策として、2015(平成 27)年 5 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家・空き地の適正管理や活用などが求められています。

(3) 公共施設・インフラの適正管理

公共施設やインフラの老朽化が急速に進む中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」へと考え方が移行しています。長期的な視点に立った施設の長寿命化・更新・統廃合など、公共施設などの計画的な管理が求められています。

(4) 国土強靱化

地震や台風、集中豪雨などの自然災害に対して、これまでは甚大な被害を受けた後に、長期間にわたって復旧・復興を進める「事後対策」をとってきました。しかし近年では、人命を守り、いかなる事態に対しても機能不全に陥らない経済社会のシステムの確保に向けた事前の備えとして、被害を最小限にする「強さ」と迅速に回復する「しなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築していく「国土強靭化」の対策が求められています。

(5) SDGs の推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030 (令和12)年を年限とする17のゴールと169のターゲット(ゴールを達成するための具体的な考え方や施策)から構成されています。自治体や企業、そして市民一人ひとりが SDGsの達成に向けて取り組むことで、「誰一人取り残さない」持続可能な地域を作り出すことが求められています。

(6) 脱炭素まちづくり・グリーンインフラの推進

日本は 2020(令和 2)年 10 月に、2050(令和 32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを目指しています。

都市計画の分野においては、脱炭素社会の実現に向けた「脱炭素まちづくり」や自然環境が有する多様な機能を活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする「グリーンインフラストラクチャー」の推進など、環境への負荷に配慮したまちづくりが求められています。

(7) Society5.0

あらゆるものがインターネットにつながる「IoT」(Internet of Things)、人工知能(AI)、ロボット、ビッグデータ等の先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、仮想(バーチャル)と現実(リアル)の空間を高度に融合し、生活空間が大きく変化していくことで、経済発展と社会的課題の解決を両立させたデジタル技術を活用したスマート社会(Society5.0)の到来が予想されています。

今後、各自治体においても、情報通信やAI等を活用してビッグデータを収集し、その分析を基に効率 化を図るなどのイノベーション(技術革新)のもとで、多様化する行政への需要に対応する「スマート自 治体」への転換が求められています。

2-4 都市づくりの主要課題

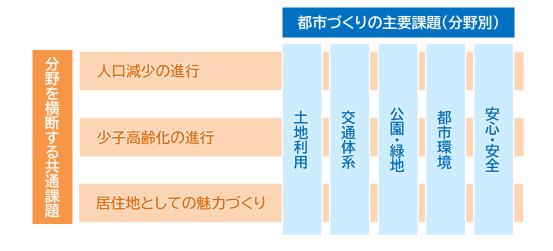
本項においては、角田市の現況整理や市民アンケート調査等から得られた分析結果を踏まえ、これからの本市の都市づくりにおいて優先的な対応が求められる事項を分野別の課題として整理します。

なお、本市の将来を検討する際には、「人口減少」や「少子高齢化」等の大きな共通課題が挙げられます。これらの共通課題は、分野別の課題の多くに関連するものであり、以下のとおり「人口減少の進行」、「少子高齢化の進行」及び「居住地としての魅力づくり」として整理します。

【都市づくりの共通課題】

- 「人口減少の進行」・・・全国的な人口減少が進み、本市においても人口減少が進行する中で、誰もが安心して暮らせるまちであるために、地域コミュニティをはじめ、既存の公共サービスや商工業施設等を将来にわたり維持していくことで、人口減少を少しでも鈍化させることが重要となります。
- 「少子高齢化の進行」・・・・県内でも高齢化率が高い本市では、地域共生社会の確立等の高齢社会に対応したまちづくりが必要になるとともに、持続可能な都市として維持・発展していくために、生産活動を中心となって支える生産年齢人口(15歳から64歳まで)の確保が重要となります。
- 「居住地としての魅力づくり」・・・本市が周辺自治体の住民も含めた就業の場となっている一方で、 居住地としては選ばれていない実態があるため、公共交通システムや道路環境等の利便性の確 保に努めるとともに、地域資源や「道の駅かくだ」・「K スポ」等の交流拠点の活用により、居住地 や観光地としての魅力を高めることが重要となります。

これらの共通課題を踏まえつつ、各分野における都市づくりの主要課題を次のとおり設定します。



(1) 土地利用

① 定住人口の確保

- 図 角田地区を中心に日常的な買い物環境や医療施設は整備されている一方で、他の地区からは自動車がなければ利用が困難な状況にあります。既存の都市機能の維持を図りつつ、市民の高齢化が進む中で、自動車に頼らなくても多様なサービスが享受できる環境づくりが必要です。
- ☑ 定住先として選ばれるためには、買い物や飲食店、娯楽施設など、暮らしを彩る魅力ある店舗の立 地が求められています。

②「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくり

☑ 用途地域外に市民の約半数が居住しており居住地が分散しています。行財政運営の適正化が求められる中で、道路や上下水道、公共施設等の維持・管理に係る都市経営コストの効率化を図るため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくりを検討していく必要があります。

③ 用途地域内の土地の利活用

図 角田駅西口の土地をはじめ、利便性の高いエリアに広がる土地については、その利便性を活かした 新たな商工業用地等としての利活用を図るのか、農業生産の場として引き続き保全を図るのか検 討が必要です。

④ 新たな産業用地の創出

- ☑ 交通利便性の高い地域への産業用地の創出が求められており、企業誘致の受け皿となる利便性の 高い産業用地の創出が必要です。
- ☑ 本市の産業を支える既存工業地においては、引き続き周辺環境と調和した操業環境の維持・拡充が必要です。

⑤ 自然的土地利用の保全・管理・活用

☑ 本市の農林業生産の場となる農地・森林については、防災機能や生態系の保全機能など、それらが持つ多面的機能が発揮されるよう、引き続き適正な保全・管理が必要です。

(2) 交通体系

① 円滑な移動を支える道路網の確保と更なる充実

- ☑ 居住地が市域に広く分布しており、都市機能も主要幹線道路の沿道に集積しているため、自動車での移動を前提とした生活行動様式となっており、既存道路の維持・管理及び安全性の向上や混雑解消に資する道路改良など、既存道路の適正な維持・管理が必要です。
- 図 周辺自治体とのアクセスを担う道路が限定されているため、渋滞箇所が発生しています。国県道については、関係機関との連携・協働を図りながら、適正な維持・管理と更なる機能強化に取り組んでいく必要があります。

② 都市計画道路の計画的な整備

☑ 引き続き計画的な整備を推進しつつ、長期未着手となっている路線については、将来的な交通量

の見込みを踏まえながら、必要に応じて廃止も含めた見直しを行っていく必要があります。

③ 公共交通システムの利便性向上

- ☑ 本市は、道路状況や公共交通システムにおいて、他団体と比較して優位性が高い状況には無いことから、本市での暮らしやすさを向上させるためには、既存の公共交通システムの利便性を高めることが必要です。
- 図 バスやタクシー等の地域交通については、デマンド型乗合タクシーの更なる利便性向上と利用促進 に取り組むとともに、周遊バス等の公共交通システムの利便性を高めることが必要です。

④ 高齢化に対応した歩いて暮らせる道路環境づくり

- 図 高齢化が進む中で、自家用車に頼らずとも多様なサービスが享受できるように、角田駅や市役所 周辺など中心となる拠点(以下「角田中心拠点」という。)について、徒歩でも安全・安心に市街地内 を回遊できる環境づくりが必要です。
- ☑ 道路環境の整備のみならず、角田中心拠点と集落エリアを繋ぐ公共交通システムの整備と都市機能の維持・充実など、土地利用施策と一体となった取組が必要です。

(3) 公園・緑地

① 公園の適切な維持管理と利活用

- 図 最も古い公園は開設から46年が経過しており、公園施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加が 懸念されるため、公園施設の適切な維持管理が必要です。
- ☑ 公園の整備状況に対する満足度の高さを維持するため、環境や時代の変化に応じた施設の見直し や再編を検討していく必要があります。

② 阿武隈川緑地の有効活用

☑ 市民の憩いや交流の場として水辺に親しむ機会を提供し、景観を守るため、阿武隈川の広大な河川空間を利用した桜づつみや菜の花などの植栽や市民ゴルフ場、パークゴルフ場等の阿武隈川緑地の保全と利活用を図る必要があります。

(4)都市環境

① 持続可能な行政運営に資する都市施設の最適化

☑ 人口減少による市税収入の停滞や、災害対応や新型コロナウイルス感染症対策、扶助費の増加な ど、行政経営を取り巻く環境は厳しい状況であることから、将来にわたり質の高い市民サービスを 展開していくため、上下水道や公共施設などの都市施設の適切な維持管理や最適化を図り、都市 経営コストの効率化に取り組む必要があります。

② 誰もが安心して暮らせる都市環境の形成

- ☑ 広い市域の中で医療施設が角田地区の市街地に集積しているため、医療・福祉機能の維持・確保や、 通院のための交通手段の確保等に資する取組が必要です。
- ☑ 少子高齢化が進む中で、本市の将来を担う子どもや高齢者、障害者まで、誰もが安心して暮らすこ

- とが出来るよう、都市のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化や、必要な都市機能の維持・充実など、誰にとっても暮らしやすい都市環境づくりに向けた取組が必要です。
- 図 既存市街地や既存集落においては、市民の高齢化に伴う空き家・空き地の増加も見込まれることから、空き家の適正管理や流通促進など、定住の受け皿としての利活用も必要となります。

③ 地球環境に配慮したまちづくりの推進

- ☑ 本市が宣言した「ゼロカーボンシティ」をはじめ、世界共通の開発目標となるSDGsの推進など、地球全体の持続可能性に配慮したまちづくりが求められています。
- 図 環境に配慮した取組を進めていくうえでは、土地利用や交通など、他分野とも連携した、一体的な 取組が必要です。

④ 角田の風土を活かした景観形成

☑ 本市は、歴史を感じることのできる建築物や歴史文化資源をはじめ、豊かな自然環境など、多様な 地域資源を有しているため、それらを活かしながら、市民プライド(地域への誇り・愛着)の醸成や 観光客の獲得にも資する、角田の風土を活かした景観の保全・育成に向けた取組が必要です。

(5) 安全·安心

① 水害・土砂災害対策の推進

図 頻発化・激甚化する自然災害に対し、その被害を防止・低減させる対策が重要であることから、 2019(令和元)年に発生した東日本台風による被災経験をもとに策定した「角田市防災・減災構想」 に基づき、今後の大雨に対する家屋浸水被害を防止・低減するためのハード対策を推進するととも に、関係機関との連携・協力のもとで阿武隈川の流域治水対策を推進する必要があります。

② 災害に強い都市構造の形成

- ☑ 水害等の被災時において、応急対策活動等の拠点となる市役所庁舎や多くの人々を受け入れる避難場所となる大規模公園等のそれぞれの役割を踏まえた機能強化が必要です。
- ☑ 人々の避難生活等を支える避難場所の確保・充実やライフラインの強化などが必要です。

③ 市街地・建築物の安全・安心対策の促進

- ☑ 多くの市民が日常生活を送る市街地や住宅などの建築物において、災害時の被害を可能な限り防止・軽減する対策が必要です。
- ☑ 日常で発生する可能性がある火災や交通事故、犯罪などの防止策も重要となります。

④ 安全・安心な地域づくりの推進

☑ 想定を超える自然災害の発生などを考慮して、自らの命は自ら守るという市民の意識啓発と、地域における住民が主体となった防災・減災に向けた活動の促進が必要です。

第3章 都市づくりの基本理念

3-1 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

将来都市像は、本市が目指す概ね10年後の姿を示すものであり、これからの都市づくりを進めてい くに当たって、市民・事業者・行政などの各主体で共有すべき目標として位置付けられるものです。

本市の最上位計画である「角田市第6次長期総合計画」(以下「長期総合計画」という。)では、『市民力 咲き誇る。角田市☆~安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち~』を10年後の角田市の都市像と して設定しています。この都市像は、「今後、人口減少が加速し、仮に角田市が時間の経過とともに縮小 していく中でも、市民が安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまちを目指すことが重要であり、今後 10年間の取組の中では、市民の力、民間の活力、地域資源を活かしたまちづくりを行うことが重要であ る」という趣旨のもとで設定されています。

これを踏まえ、本計画の将来都市像についても、長期総合計画で掲げられている角田市の都市像を 共有するものとします。長期総合計画の将来都市像を共有することにより、都市づくりに係る他分野と の連携や整合性を確保しながら、都市計画の分野からその実現に向けた取組を展開し、市全体で一貫 性を持った都市づくりを推進します。

この将来都市像のもと、長期総合計画において「まちづくりの基本理念」及び「重点プロジェクト」とし て掲げている『市民力』、『地域共生』、『地域資源フル活用』の3つの施策の方向性を踏まえながら、具体 的な方針・施策等について検討していきます。



(2) 都市づくりのテーマ

将来都市像の実現を都市計画の分野から支えていくために、都市づくりの主要課題や上位関連計画での位置付け等を踏まえ、本計画を横断する基本的な考え方として、これからの本市が目指すべき方向性を「都市づくりのテーマ」として設定します。

テーマ1 誰もが安全・安心・快適に住み続けることができる都市づくり

人口減少・少子高齢化の進行が予想される本市においては、市の活力を維持し、発展させていくために、必要最低限の機能を将来にわたり維持していくことが極めて重要となります。

年齢や性別、障害の有無などに関係なく、多くの人々が住みたい、住み続けたいと感じられるよう、生活利便性が高く、自然災害への備えも充実した、安全・安心で快適な都市づくりを目指します。

テーマ2 拠点を核とした持続可能な都市づくり

社会経済情勢の変化に伴う諸課題の解決に向けて行財政改革を進める本市においては、市民サービスの質を確保しながら、都市経営に係るコストの効率化を実現していくことが求められます。

本市の中心市街地や、各自治センター等を中心とした交流の拠点など、市の核となる各拠点の役割に応じた都市機能の誘導・再編について検討しながら、持続可能な都市づくりを目指します。

テーマ3 多様な地域資源を活かした魅力的な都市づくり

本市が将来にわたって維持・発展していくためには、居住地としてだけではなく、通勤・通学、買い物、スポーツ・レジャー、観光や交流など、市内外から多様な形で本市に関われる場を提供し、交流人口や関係人口の創出・拡大を図っていくことが重要となります。

本市が有する多様な地域資源や都市機能を活かしながら、市のにぎわいや活力の維持・創出に寄与する、魅力的な都市づくりを目指します。

(3) 将来人口

本市の将来人口は、これからの都市づくりを進めていくうえで確保すべき市街地の規模など、これからの本市の土地利用のあり方について大きく影響する目標となります。

そのため、本計画の将来人口についても、将来都市像と同様に「長期総合計画」で示されている将来推計人口目標との整合を図り、2033年(10年後)時点で約24,000人、2043年(20年後)時点で約21,000人を目標として設定します。

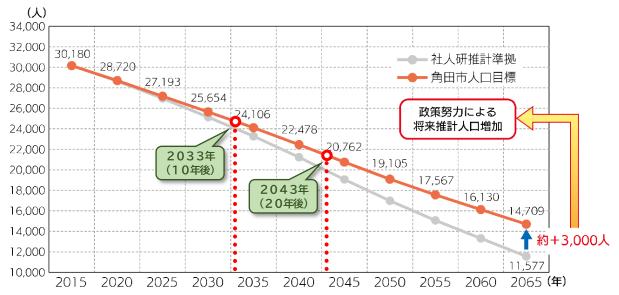
また、市街地規模については、大規模な土地利用転換を伴う計画やプロジェクトなどが動き出した場合に、その時点での社会情勢などを踏まえ適宜検討します。

《将来人口》

2033年(10年後) **約24**,000人 2043年(20年後) **約21**,000人

※人口目標における2033年・2043年前後の推移から推計値を算出し、千人未満切り捨てにより設定しています。

[参考] 角田市第6次長期総合計画 将来推計人口目標



第4章 全体構想(分野別方針)

本章では、第2章において整理した「都市づくりの主要課題」を踏まえつつ、前章で掲げた都市づくりの目標及びテーマの実現に向けて、都市づくりの主要部門である以下の5分野について、これからの本市が目指す都市づくりの方向性を示します。

- 1. 土地利用
- 2. 交通体系
- 3. 公園·緑地
- 4. 都市環境
- 5. 安全·安心

4-1 土地利用の基本方針

土地利用の基本方針では、それぞれのエリア(※表1)が有する特性を踏まえながら、本市の将来像の実現に資する土地利用の誘導や保全・管理等に関する方針を定めます。

(1) 定住人口の確保

① 暮らしやすい居住環境の形成

【複合市街地エリア/中高層居住エリア/低層居住エリア】

- 中心市街地内の住宅地においては、生活利便性の高い中心的な居住地として、用途地域に基づいた適切な土地利用の誘導を図ります。
- 第一種住居地域に指定しているエリア(東田町や横田町、寺前)については、商業地の機能を補 完しつつ、住宅と商業・業務施設が共存した、利便性の高い複合型住宅地の形成を目指します。
- 第一種中高層住居専用地域や第二種中高層住居専用地域に指定しているエリア(舘下や西南町、東南町、西一番、西二番)については、整備された都市基盤の適切な維持・管理を図りながら、引き続き、ゆとりある緑豊かな住宅地の形成を目指します。
- 第一種低層住居専用地域に指定しているエリア(横倉地区や中島上、中島下)については、低層の戸建住宅を中心としたゆとりある住宅地の形成を目指します。

② 既存サービス機能の維持・拡充と新たな魅力の創出

【複合市街地エリア/商業エリア】

- 商業地域に指定しているエリア(本町地区や仲町地区、天神町地区)の既存商店街においては、 歩道やオープンスペースの整備の推進など、市民や来訪者が歩いて楽しめる商業地空間の創 出を推進し、観光イベントの実施などに活用します。
- 空き家・空き店舗の有効活用や美しい街並み景観づくりを推進しながら、魅力ある市街地の形成を図るとともに、商店街の活性化支援策を検討します。
- 角田駅や市役所の周辺エリアにおいては、若者から高齢者まで、多様な世代のニーズに応じた サービスを提供できるよう、拠点機能の維持と更なる拡充を目指します。

【国道沿道エリア/商業エリア】

○ 国道 113 号及び国道 349 号沿道エリアについては、引き続き、交通利便性を活かした土地 の利活用について検討します。また、必要に応じて周辺住民や道路利用者の利便性の確保に向 けた用途地域の見直しを検討します。

(2) 「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくり

【郊外集落エリア/複合市街地エリア/国道沿道エリア/商業エリア】

- 人口減少が進行する中でも市民サービスの提供を持続可能にするためには、道路や上下水道、 公共施設等の維持・管理・更新等に係るコストの効率化が重要になります。そのためには、生活 に必要な機能が用途地域指定区域内をはじめとする既存市街地に集約され、効果的・効率的 な行政経営を進めていくことが求められます。
- 用途地域指定区域外にも多くの市民が居住する本市の特性を踏まえつつ、角田中心拠点の都市機能の維持及び強化を図るだけでなく、角田中心拠点と集落エリアをつなぐ公共交通サービスの充実による持続可能な都市づくりを目指します。

(3) 用途地域内の土地の利活用

【利用促進エリア】

- 角田駅西側の第一種中高層住居専用地域については、駅に近接する好立地にありながら、に ぎわいや活力を生み出すような土地利用の展開が停滞していることから、本市の新たな活力 創出に資する土地利用の誘導に向けて、用途地域の見直しを検討します。
- 横倉の第一種低層住居専用地域に広がるまとまった農地についても、周辺の居住環境への影響や生活利便性の増進などを勘案しながら、必要に応じて更なる住宅や店舗等の立地促進に 資する用途地域の見直しを検討します。

(4) 新たな産業用地の創出

【工業エリア】

- インターチェンジへのアクセス性が高い幹線道路沿道エリアにおいては、新たな産業用地の確保に向けた調査・検討を行いながら、必要に応じて用途地域や地区計画の指定・見直しなど、都市計画施策の展開を検討します。
- 本市の産業用地については、既存の立地企業による雇用・生産規模の拡大に即時対応ができるよう、土地利用のニーズを把握しながら産業用地の拡張を支援します。

(5) 自然的土地利用の保全・管理・活用

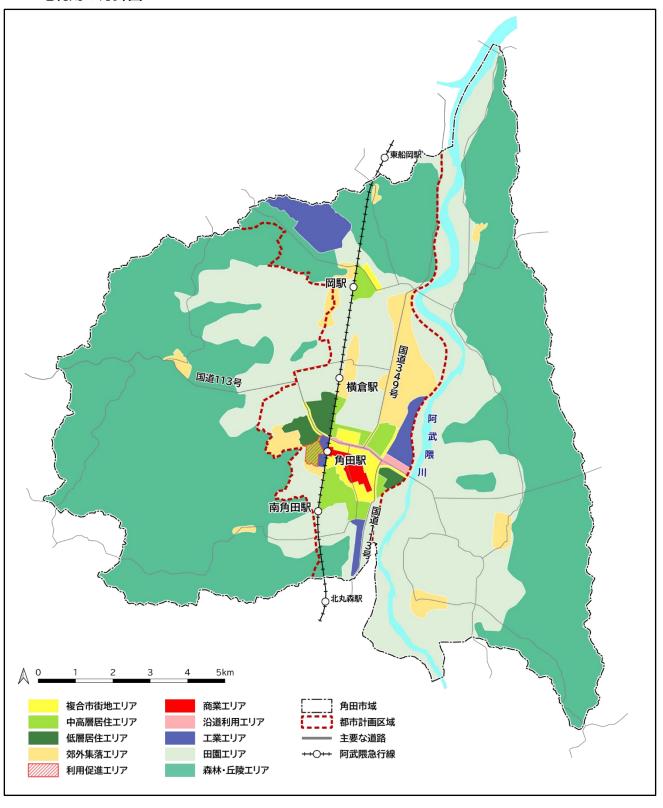
【田園エリア/森林・丘陵エリア】

- 農業振興地域に広がる農地については、本市の農業生産や豊かな自然生態系を支える場として、積極的な農地利用に基づく管理・保全を図るとともに、生産基盤の整備や農業後継者の育成、先進技術の活用など、多様な農業振興施策と連携して遊休農地の発生抑制を図ります。
- 森林については、所有者や民間事業者と連携しながら、森林法などの関係法令に基づく適正な管理・保全を図るとともに、森林が持つ災害防止や地球温暖化防止、レジャー・観光などの多面的機能の維持・増進を図ります。

■ エリア区分の考え方 (表1)

凡例	名 称	役 割
	複合市街地エリア	主に第一・二種住居地域と準工業地域(一部)が指定された市
		街地で、住宅と生活利便施設が調和した複合的な土地利用誘
		導を図るエリア
		主に第一・二種中高層住居専用地域が指定された市街地で、
	中高層居住エリア	戸建住宅や中高層共同住宅による良好な居住環境を形成する
		エリア
	 低層居住エリア	主に第一種低層住居専用地域が指定された市街地で、戸建住
		宅や低層共同住宅による良好な居住環境を形成するエリア
	郊外集落エリア	用途地域が指定されていない郊外地域において、周辺の田園
	対外未治エフノ	環境と調和した居住環境の維持・改善を図るエリア
	利用促進エリア	用途地域内の農地・低未利用地等において、住宅や店舗等の
	作り円1に延上リア	新たな都市的土地利用の展開を促進するエリア
	商業エリア	商業地域に指定された市街地で、本市の中心的な商業業務機
	岡来エフア	能の維持・充実を図るエリア
		主に国道113号及び県道角田山元線沿道の準工業地域が指
	沿道利用エリア	定された沿道市街地で、沿道サービス機能の維持・充実を図
		るエリア
	工業エリア	主に準工業地域(一部)・工業地域・工業専用地域が指定され
	土耒土リア 	た工業地で、本市の雇用と産業振興を支えるエリア
	田園エリア	農地などの良好な田園環境の保全・管理・活用を図るエリア
		森林・丘陵地などの豊かな自然環境の保全・管理と、地域交流
森林・丘陵エリア 森林・丘陵エリア	や産業振興に向けた適切な活用を検討するエリア	

■ 土地利用の方針図



4-2 交通体系の基本方針

交通体系の基本方針では、円滑な都市間・地域間の移動を支える道路網の整備方針とともに、これからの公共交通のあり方に関する方針を定めます。

(1) 円滑な移動を支える道路網の確保と更なる充実

① 既存道路の適正な維持・管理

- 市街地内の円滑な交通網を確保するため、既存道路については、関係機関と連携・協働を図りながら、道路の拡幅や狭あい箇所の解消などの計画的な整備・改良を推進し、適正な維持・管理に努めます。
- 市街地内の交通量の集中や慢性的に渋滞が発生している角田橋、東根橋周辺については、国 や県などの関係機関や事業者と連携し、課題の解決に努めます。

② 広域幹線道路網の整備・充実

- 本市の南北・東西方向の骨格を成し、広域的な交流機能を担う広域幹線道路(国道113号、国道349号、主要地方道亘理大河原川崎線、一般県道角田山下線、市道君萱毛萱線)については、国や県などの関係機関との連携・協働を図りながら、引き続き適切な維持・管理に努めるとともに、拡幅などの道路整備・改良を要請します。
- 本市と周辺自治体をつなぎ、主要なアクセス道路となる都市間幹線道路(主要地方道丸森柴田線、角田山元線、一般県道越河角田線、角田柴田線、市道君萱小田線)については、国や県などの関係機関との連携・協働を図りながら、概成済区間の適切な維持・管理と、未整備区間の早期完成に向けた計画的な整備促進を要請します。
- 広域幹線道路や都市間幹線道路は、災害時の緊急輸送道路としての役割も担うことから、冠水 対策などの対応を関係機関に要請し、安全性や利便性の向上に資する取組を促進します。

(2) 都市計画道路の計画的な整備

- 市街地内の円滑な道路交通網を確保するため、概成済路線の適切な維持・管理を図るととも に、都市計画道路南町野田線などの計画的な整備を推進します。
- 道路網の効果的・効率的な整備を推進するため、都市計画道路の見直しを行っていきます。本市や周辺自治体における道路整備の進捗や将来的な交通量の変化を見据え、計画幅員の変更や廃止を含めて検討します。

(3) 公共交通システムの利便性向上

①鉄道の利用促進

- 多くの市民や来訪者の広域的な移動を支える阿武隈急行線については、引き続き積極的な利用による機能の維持に取り組みます。また、関係機関との連携・協働を図りながら、利用者のニーズを踏まえ、交通結節拠点としての機能拡充や将来的な鉄道の利便性向上を見据えた方策を検討します。
- 長期的な公共交通網の維持・確保に向けて、鉄道事業者と連携しながら、運賃助成事業や IC カードの導入など、多様な利用促進策を検討しながら、モビリティ・マネジメントによる阿武隈 急行線の利用促進に取り組みます。

②公共交通システムの最適化

- デマンド型乗合タクシー「ラビットくん」については、引き続き事業者などの関係機関との協議を図りながらサービスの維持を目指します。また、利用状況などの調査や事業の検証を継続して実施し、住民ニーズを踏まえた更なる利便性の向上とモビリティ・マネジメントによる利用促進に取り組みます。
- 通院時のタクシー料金を助成する「みやぎ県南中核病院通院等タクシー利用助成事業」などを 活用し、市外の主要な医療機関の利用などのニーズに応じた移動手段の提供に努めるととも に、広域的な公共交通システムのあり方を検討します。
- 人口減少や高齢化社会における地域の移動ニーズにきめ細やかに対応するため、「地域公共交通計画」の策定を検討します。
- 誰もが移動しやすい環境づくりの実現に向けて、ICT や IoT などの先進技術を活用した新たな公共交通システムの導入を検討します。

(4) 高齢化に対応した歩いて暮らせる道路環境づくり

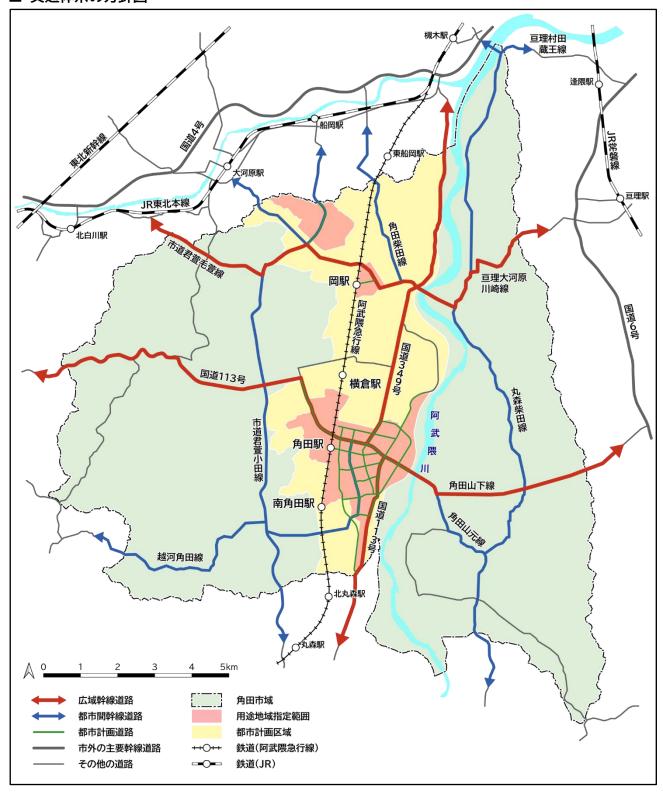
① まちなかの回遊に資する道路空間の創出

- 観光イベントなどの実施による、まちなかのにぎわい創出に向け、市民や来訪者が回遊できる 環境づくりを推進します。また、本町、仲町、天神町などの既存の商店街では、ゆとりある歩行 者空間や休憩スペースの確保などにより市民や来訪者が歩いて楽しめる商業地空間の創出を 推進します。
- 中心市街地の主要道路においては、道路舗装、街並み景観の整備など、まちなかの回遊性の向上に資するソフト施策の展開を検討します。

② 誰もが安全・快適に利用できる道路環境の形成

○ 誰もが安全で快適に道路空間を利用することができるよう、歩道の整備や段差、狭あい道路の 解消によるバリアフリー化などの歩行者に配慮した道路空間の整備に取り組んでいきます。 ○ 自動車交通量が多い道路で、歩車分離が行われていない交通安全上危険な区間については、 通学路を中心として歩道の設置やガードレールなどの安全施設の整備を推進します。また、歩 道の設置などが困難な場合には、カラー舗装などにより、歩行者と自動車の通行帯の明確化 を図ります。

■ 交通体系の方針図



4-3 公園・緑地の基本方針

公園・緑地の基本方針では、本市が有する公園の整備・管理に関する方針とともに、本市を流れる阿武隈川の河川空間の有効活用に向けた方針を定めます。

(1) 公園の適切な維持・管理と利活用

① 公園の適切な維持管理

- 都市計画区域内に計画されている都市計画公園のうち、未供用のものについては早期整備を 推進します。
- 既存公園については、「角田市公園施設長寿命化計画」に基づいて適正な維持管理を図るとと もに、市民のニーズに応じて公園配置の見直しや再編を検討します。
- 児童遊園については、本市における少子化の見通しを踏まえたうえで、必要に応じて廃止も含めた適正化について検討します。

② 公園の利活用

- 中心市街地における安らぎ・うるおい空間を確保するため、既存の公園やオープンスペース、 緑空間について、適切な維持管理を図ります。
- 公園施設については、子どもや子育て世代、高齢者など、世代に応じた利用者ニーズを採り入れながら、必要に応じて公園施設の入替えを行うなど、生活環境の質の向上に資する魅力ある公園整備を進めます。
- 公園・広場の日常的な美化活動や管理運営に当たっては、行政のみならず、地域住民や市民団体、周辺事業者など、多様な主体との連携・協働を図りながら、持続可能な取組の方策を検討します。

(2) 阿武隈川緑地の有効活用

① 阿武隈川緑地の災害対策と環境保全

- 河川空間においては、関係機関との連携を図りながら、災害に備えた河川改修や河川管理施設の整備を促進します。
- 一級河川については、宮城県の定める河川整備計画に基づき、堤防整備や河道掘削などによる河道断面積の拡大を適切に実施するよう求めていきます。
- その他の河川については、安全性を確保したうえで、地域による管理活動や河川愛護団体等による清掃活動など、地域に密着した河川の維持保全対策を促進します。

② 阿武隈川緑地の適切な管理と魅力創出

○ 市民や来訪者が自然に親しむことのできる空間の整備及び維持管理を進めるとともに、民間 企業による自然環境を享受できる施設などの整備を検討します。 ○ 市民の憩いや交流の場となる親水空間として、子どもや高齢者など多様な世代の利用に配慮 した休憩施設やスポーツ・レクリエーション施設の整備を進めます。

4-4 都市環境の基本方針

都市環境の基本方針では、誰もが暮らしやすい魅力ある都市を構成するための要素となる公共施設 や医療・福祉、地球環境、景観形成に関する方針を定めます。

(1) 持続可能な行政運営に資する都市施設の最適化

① 上水道の適正管理と最適化

- 安全で質の高い水道水の安定的な供給に向けて、引き続き浄水場施設等の点検や機器・設備の定期的な更新、配水管等の漏水調査を実施し、上水道施設の適正管理を図るとともに、関係機関と協議しながら計画的な整備を進めます。
- 枝野浄水場については、引き続き機器・設備類の適切な維持管理により自己水源の確保を図ります。また、小田浄水場については、令和元年東日本台風による被災や施設の老朽化による耐用年数の超過を踏まえ施設を廃止し、江尻配水池から小田配水池への送水により、小田地区への安定的な水の供給を継続します。
- 優先度の高い施設に接続する老朽配水管については、更新計画を策定し、耐震管への布設替 えによる耐震化を図ります。

② 下水道の適正管理と最適化

- 公共下水道(汚水)については、将来人口の見通し等を踏まえ、実情に沿った計画区域の変更 を検討するとともに、未整備区域の整備を進め、必要に応じて耐震対策を図ります。
- 公共下水道(雨水)については、令和元年東日本台風による降雨被害を考慮し、「角田市防災・ 減災構想」及び「角田市雨水管理総合計画」に基づいた浸水対策を進めます。
- 既設汚水管渠などの下水道施設については、「角田市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な維持管理を行います。

③ 公共施設の適正管理と最適化

- ごみ処理施設については、仙南地域広域行政事務組合における広域共同処理の充実に努め、 市民の快適な暮らしに資する環境衛生の向上を図ります。
- ごみの不法投棄や排出時の不適正な分別も予想されることから、引き続き、関係機関と広域 的な連携を図り、行政区内のごみ集積所の管理や不法投棄パトロールの実施をするとともに、 ごみ分別出前講座の開催や、ごみ分別アプリの普及・広報などによる啓発に取り組みます。

- 老朽化が進む公共施設については、各施設の状況に応じた長寿命化対策、補修・更新などに係る費用の最適化、官民連携によるインフラの維持管理、必要に応じた移転・統合・廃止を含めた再編について検討します。
- 将来にわたって質の高い市民サービスを効果的に展開していくために、市町村間連携による 公共施設の共同設置やデジタルアプリの活用など、多様化する生活様式に対応した公共サー ビスの広域連携の強化を検討します。

④ 公営住宅の適正管理と最適化

- 多様な世代が共に暮らせる生活環境の形成を図るため、「角田市公営住宅等長寿命化計画」に 基づく市営住宅などの適正化により入居可能なセーフティネット住宅を確保し、安定した居住 支援に努めます。
- 市営住宅については、修繕・改善などの長寿命化対策を計画的に推進するとともに、将来的な 見通しを踏まえ、適正なあり方についても検討します。
- 老朽住宅解体後の跡地については、将来的な見通しを踏まえ、今後の有効活用方策を検討します。

(2) 誰もが安心して暮らせる都市環境の形成

① 医療・福祉のまちづくりの推進

- 子育て世代が安心して子どもを産み育て、高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるように、病院・診療所や保健福祉施設、保育所等の医療・福祉施設の維持を図るとともに、多様な主体との連携・協働のもとで更なる充実を目指します。
- 引き続き、高次医療を担うみやぎ県南中核病院と地域の一次医療を担う市内医療機関との連携を図り、市民が安心できる地域医療体制の充実に努めます。
- 新たな医療・福祉機能の誘致促進に向けて、用途地域の見直しなど、実効性のある都市計画施 策の展開を検討します。

② 人にやさしい都市環境の改善

○ 子どもから高齢者、障害を持つ方や外国人まで、多くの市民や来訪者が利用する道路や歩道、 公共公益施設などにおいては、関係機関や事業者との連携・協働を図りながら、バリアフリー 化や多言語化を推進し、都市全体のユニバーサルデザイン化に取り組みます。

③ 既存の空き家・空き地の有効活用

- 中心市街地に点在する空き家・空き地については、積極的な情報提供を通して不動産業者など 多様な主体と連携・協働を図りながら、居住のみならず、サービスや交流の場など様々なニー ズの受け皿としての有効活用を促進します。
- 生活環境の安全性の確保に向けて、より実効性の高い空き家・空き地対策を進めるため、空き家・空き地の実態調査や空家等対策基本計画の策定の必要性について検討します。

(3) 地球環境に配慮したまちづくりの推進

- ○「ゼロカーボンシティ宣言」に基づく脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素などの排出低減による環境にやさしい交通環境の整備や、阿武隈急行線などの公共交通機関の利用促進を図ります。
- 持続可能な都市環境の形成に向けて、公共施設における太陽光などの再生可能エネルギーの 利活用や、廃熱の活用によるエネルギーの効率的利用を促進します
- 住宅などにおいては、再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援に取り組みます。
- 多様な生物が生息する豊かな環境を将来にわたって継承していくため、公共事業において環境負荷の低減に配慮した工法を選択するなど、生物多様性の確保に向けた環境形成に努めます。

(4) 角田の風土を活かした景観形成

① 本市の特性を活かした景観の形成

○ 本市では、県が策定した「仙南地域広域景観計画」に基づいて、「角田市中心部地区」及び「高倉川農村集落地区」の2地区を中心に、豊かな景観の保全・形成に取り組んでいます。市全体の魅力を高めていくためには、当該地区以外のエリアにおいても、本市の特性に応じたより細やかな景観づくりが求められることから、「角田市景観計画」の策定を検討します。

② 豊かな自然と調和した都市景観の形成

- 阿武隈川や市内河川の自然環境を保全していくため、合併処理浄化槽の普及の推進や河川の 水質検査などを実施します。
- 四季折々の彩りを見せる農地や、豊かな自然環境と市街地の調和に配慮しながら、田園景観の 保全・活用を図ります。
- 豊かな田園景観を形成する農地については、関係法令に基づく適切な維持・管理に取り組むと ともに、田んぼアートや農業体験など、交流人口の増加に資する観光施策との連携を図ります。

③ 市街地における魅力ある景観の形成

- 角田中心拠点においては、歴史を感じさせる建築物や点在する歴史文化資源を活かし、郷土 資料館と調和した歴史と伝統・文化を感じさせる市街地景観の形成に努めます。
- 市街地内の住宅地においては、街並みの背景となる丘陵地の緑や田園景観との調和に配慮した景観形成を図るとともに、うるおいのある緑豊かな住宅地景観を形成します。
- 持続可能な管理のあり方を念頭に置きながら、市街地環境の質の向上に資する街路樹の整備 や歩道空間の緑化推進など、緑のネットワークの形成を目指します。
- 観光や都市間交流に寄与し、来訪者に分かりやすい、市街地景観と調和した公共サインの維持 管理に努めます。
- 市街地内に点在する公共施設用地においては、敷地内における緑化スペースの確保や壁面・屋上緑化の検討など、積極的な緑化に取り組みます。

4-5 安全・安心の基本方針

安全・安心の基本方針では、誰もが安全・安心に暮らすことのできる都市づくりを実現していくため、 想定される自然災害への対応をはじめ、交通安全や防犯に関する方針を定めます。

(1) 水害・土砂災害対策の推進

- ○「角田市防災・減災構想」及び「角田市雨水管理総合計画」などの関連計画に基づき、国や県など関係機関との連携・協働の下、豪雨時における浸水対策の推進、水害に強い市街地の形成を図るための河川改修や排水対策施設の整備を促進します。
- 山間部を中心に分布する土砂災害警戒区域などにおいては、周辺居住者への災害危険性に関する調査を実施するとともに、県などの関係機関との連携・協働の下、防災工事等のハード対策を促進します。

(2) 災害に強い都市構造の形成

① 防災拠点等の形成

- 災害時の一時的な避難先となる公園や緑地、広場・オープンスペースの整備・確保に努めます。
- 避難場所に指定されている公園については、各地域において求められる防災機能を検討した うえで、防災拠点としての機能の確保・強化を図ります。
- 被災時の防災拠点となる市役所庁舎などの公共施設については、「角田市公共施設等総合管理計画」に基づいて、施設の堅牢化及び安全性の確保、防災機能の強化を図ります。
- 各避難所においては、飲料水や非常食、生活用品など、避難生活に必要な物資の適正な備蓄に取り組みます。また、太陽光発電の導入や防災トイレの整備など、停電や断水時にも即応できるよう、防災機能の強化を図ります。

② 災害に強い都市基盤整備

- 身近な公園・緑地から避難場所までの避難経路を確保するため、「角田市防災・減災構想」に基づいて、防災避難機能を持つ道路による災害に強い道路ネットワークの整備を推進します。
- 災害時の孤立化を防止し、迅速で確実な応急対策活動を実現するため、防災拠点に直結する 緊急輸送道路の整備を進めるとともに、近隣市町との連携による広域的な視点の下、市内外 を結ぶ災害に強い幹線道路網の強化を図ります。
- 上下水道、交通などのライフラインについて、耐震性の確保や系統の二重化、機能の分散、代替施設の整備などを推進します。緊急輸送道路網における代替路線の指定・整備について検討します。
- 橋りょう等道路施設の耐震化を促進します。
- 被害時に迅速な対応ができるよう、各事業者が連携して対応する連携体制の強化を図ります。

(3) 市街地・建築物の安全安心対策の促進

- 開発許可制度などの都市計画制度の適正な運用により、造成中の宅地に係る監視及び指導の 充実・強化を図ります。開発協議の対象外となる宅地造成についても、必要に応じて指導を行 い、良好な居住環境の形成を図ります。
- 地震や火災に強い市街地の形成に向けて、避難所や避難路の周辺にある建物の耐震化を 推進し、避難行動時における安全性の確保を図ります。
- バリアフリーや交通安全・防犯に配慮した道路空間・公園の整備・管理を行い、子どもから高齢者まで誰もが安全に安心して暮らせる市街地の形成を図ります。
- 人口減少・高齢化などによる空き家・空き地の増加に対しては、所有者へ適正な管理を指導するとともに、関係各課との連携による利活用や対策を講じ、居住環境の安全性を確保します。

(4) 安全・安心な地域づくりの推進

- 生活圏の広がりに応じて、柔軟にきめ細やかな災害対応をしていくため、自主防災組織の設立 や地区防災計画の策定に取り組むとともに、組織ごとの防災活動を支援し、地域防災力の向上 を図ります。
- 自主防災組織や行政区、社会福祉協議会、民間事業者などの関係団体と連携して、高齢者や障害者、外国人労働者などの避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図ります。
- 防災ハザードマップなどのハザード情報については、パンフレットや web ページなど、様々な 媒体を用いて積極的に周知するとともに、地域の身近なハザード情報を市民と行政とで共有 し、市民の自助・共助の意識啓発を図ります。
- 地域住民による日常的な見守り活動やパトロールを通して、地域の交通安全対策や防犯力の 向上を図ります。

第5章 地区別方針

- 5-1 角田地区
- 5-2 角田西地区
- 5-3 角田北地区
- 5-4 岡·君萱地区

第6章 都市づくりの推進方針

- 6-1 将来都市構造
- (1) 拠点の位置付けと役割
- (2) 軸の位置付けと役割
- (3) エリアの位置付けと役割
- 6-2 市民参加の都市づくり
- 6-3 都市づくりの推進

資料